

令和9年度

宮城県立高等学校入学者選抜方針

仙台市立高等学校入学者選抜方針

石巻市立高等学校入学者選抜方針

宮城県公立高等学校入学者選抜要項

出願書類

出願希望調査までの流れ

入試のフロー図

地区処理委員会

様式等一覧

県立高等学校の通学区域に関する規則（抄）

仙台市立高等学校の通学区域に関する規則（抄）

石巻市立高等学校の通学区域に関する規則（抄）

県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱いについて

東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置

宮 城 県 教 育 委 員 会

仙 台 市 教 育 委 員 会

石 巻 市 教 育 委 員 会

入 学 者 選 抜 事 務 日 程

事 項		参 照 ページ	期 日	登録者又は報告者	登録又は報告の方法
募 集 定 員		5	5月21日(木)	県教委、関係市教委	
入 学 者 選 抜 一 覧 公 表 (実 施 方 法 等)			5月21日(木)	県教委、関係市教委	
出願希望調査	在 籍 生 徒 等 の 志 願 先 登 録	7	12月10日(木)から 1月11日(月)まで	志 願 者 (保 護 者)	ウェブ出願システム
	中 学 校 の 確 認 登 録	7	1月12日(火)から 1月14日(木)正午まで	中 学 校 長	ウェブ出願システム
	結 果 の 通 知 ・ 公 表	7	1月20日(水)	県教委、関係市教委	
第一次募集 連携型選抜 全国募集選抜 (上段) 社会人特別選抜 (下段)	分 校 に お け る 実 施 申 請	11	11月6日(金)まで	高 等 学 校 長	電 子 メ ー ル 等
	出 願 手 続	8, 20, 29 22	2月9日(火)から 2月16日(火)午前11時まで 基本情報の登録は1月18日 (月) から可能	志 願 者 (保 護 者)	ウェブ出願システム
	中 学 校 作 成 書 類 の 提 出	10, 20, 30 23	2月9日(火)から 2月17日(水)午後3時まで 出願手続完了後から可能	中 学 校 長	ウェブ出願システム
	受 験 票 の 交 付	10, 20, 31 24	2月19日(金)午後3時以降	高 等 学 校 長	ウェブ出願システム
	検 査 室 数 の 報 告	10, 20, 31	2月16日(火)午後3時まで	高 等 学 校 長	ウェブ出願システム
	特 出 例 措 置 手 続 に よ る 等	15, 27	2月17日(水)から 2月25日(木) 申請受付：午前11時まで 出願受付：正午まで	志 願 者 (保 護 者)	ウェブ出願システム
	学 力 検 査 及 び 面 接 等	11, 20, 31 24	3月3日(水) 3月4日(木)		
	追 試 験	12, 20, 31 24	3月9日(火) 3月10日(水)		
	合 否 結 果 等 の 登 録	14, 21, 32 25	3月15日(月)正午まで	高 等 学 校 長	ウェブ出願システム
	合 否 結 果 の 発 表	14, 21, 32 25	3月15日(月)午後3時	高 等 学 校 長	ウェブ出願システム
	実 施 状 況 等 の 報 告	15, 21, 32 25	3月23日(火)まで	高 等 学 校 長	ウェブ出願システム
県 外 か ら の 出 願 承 認 申 請 受 付 (全 国 募 集 選 抜 を 含 む)		26, 28	12月1日(火)から 2月15日(月)午前11時まで 特例措置による出願承認は 2月25日(木)午前11時まで	志 願 者 (保 護 者)	ウェブ出願システム
第二次募集	分 校 に お け る 実 施 申 請	18	3月10日(水)正午	高 等 学 校 長	電 子 メ ー ル 等
	実 施 予 定 の 報 告 (第 一 次 募 集 合 格 発 表 日)	16	3月15日(月)午後1時まで	高 等 学 校 長	ウェブ出願システム
	出 願 手 続	17	3月16日(火)から 3月18日(木)午前11時まで	志 願 者 (保 護 者)	ウェブ出願システム
	中 学 校 作 成 書 類 の 提 出	17	3月16日(火)から 3月18日(木)正午まで 出願手続完了後から可能	中 学 校 長	ウェブ出願システム
	受 験 票 の 交 付	18	3月18日(木)午後3時以降	高 等 学 校 長	ウェブ出願システム
	学 力 検 査 等	18	3月19日(金)		
	合 否 結 果 等 の 登 録	19	合格者の決定後直ちに	高 等 学 校 長	ウェブ出願システム
	合 否 結 果 の 発 表	19	3月19日(金)又は 3月23日(火)	高 等 学 校 長	ウェブ出願システム
	実 施 状 況 等 の 報 告	19	3月29日(月)まで	高 等 学 校 長	ウェブ出願システム
通信制課程	一 期 入 学 者 選 抜 出 願 手 続	33	3月9日(火)から 3月17日(水)午前11時まで	志 願 者 (保 護 者)	ウェブ出願システム
	一期入学者選抜可否結果等の登録	35	合格者の決定後直ちに	高 等 学 校 長	ウェブ出願システム
	一期入学者選抜可否結果の発表	35	3月24日(水)午後3時	高 等 学 校 長	ウェブ出願システム
	二 期 入 学 者 選 抜 出 願 手 続	36	令和9年 9月2日(木)から 9月9日(木)午前11時まで	志 願 者 (保 護 者)	ウェブ出願システム
	二期入学者選抜可否結果等の登録	38	合格者の決定後直ちに	高 等 学 校 長	ウェブ出願システム
	二期入学者選抜可否結果の発表	38	9月16日(木)午後3時	高 等 学 校 長	ウェブ出願システム

(備考)上記のうち宮城県教育委員会教育長、仙台市教育委員会教育長、石巻市教育委員会教育長宛てに提出又は報告を要する文書は、それぞれ以下において受け付ける。

宮城県教育庁高校教育課
(電話) (022) 211-3649・3624 (教育指導第二班)

〒980-8423 仙台市青葉区本町三丁目8-1
(FAX) (022) 211-3696

仙台市教育局学校教育推進部高校教育課
(電話) (022) 214-8422

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目5-12 上杉分庁舎
(FAX) (022) 214-8962

石巻市教育委員会学校教育課
(電話) (0225) 95-1111 (代表)

〒986-8501 石巻市穀町14-1
(FAX) (0225) 22-5160

◆ 令和9年度宮城県立高等学校入学者選抜方針	1
◆ 令和9年度仙台市立高等学校入学者選抜方針	3
◆ 令和9年度石巻市立高等学校入学者選抜方針	4
◆ 令和9年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項	5
I 募集及び出願	
1 募集定員	5
2 出願資格	
3 出願制限	
II 出願希望調査	
1 手続	7
2 結果の通知・公表	
III 第一次募集（全日制・定時制課程）	
1 第一次募集の実施	8
2 出願資格	
3 出願制限	
4 出願手続	
5 受験票	10
6 県外からの出願	
7 検査会場	
8 学力検査	11
9 面接、実技、作文	
10 追試験	12
11 欠席者の登録	13
12 選抜	
13 合否結果等の登録	14
14 合否結果の発表	
15 実施状況等の報告	15
16 第一次募集出願の特例措置	
17 合格者の取扱い	
IV 第二次募集（全日制・定時制課程）	
1 第二次募集の実施	16
2 実施予定の報告	
3 出願資格	
4 出願制限	
5 出願手続	17
6 受験票	18
7 県外からの出願	
8 学力検査等	
9 欠席者の登録	19
10 選抜	
11 合否結果等の登録	
12 合否結果の発表	
13 実施状況等の報告	

V	連携型選抜	
1	連携型選抜の実施	20
2	出願資格	
3	出願制限	
4	出願手続	
5	受験票	
6	検査会場	
7	検査内容	
8	追試験	
9	欠席者の登録	21
10	選抜	
11	合否結果等の登録	
12	合否結果の発表	
13	実施状況等の報告	
14	合格者の取扱い	
VI	社会人特別選抜（定時制課程）	22
1	社会人特別選抜の実施	22
2	出願資格	
3	出願制限	
4	出願手続	
5	受験票	24
6	検査会場	
7	学力検査及び面接等	
8	欠席者の登録	25
9	選抜	
10	合否結果等の登録	
11	合否結果の発表	
12	実施状況等の報告	
13	合格者の取扱い	
VII	県外からの出願（全日制・定時制・通信制課程）	26
1	出願承認の申請	26
2	出願承認	
3	出願手続	
4	第一次募集における県外からの出願の特例措置	27
5	第二次募集及び通信制課程における県外からの出願の特例措置	
VIII	全国募集選抜	28
1	全国募集選抜の実施	28
2	出願資格	
3	出願制限	
4	出願承認の申請	
5	出願承認	
6	出願手続	29
7	受験票	31
8	検査会場	
9	学力検査及び面接	
10	追試験	
11	欠席者の登録	
12	選抜	

13	合否結果等の登録	32
14	合否結果の発表	
15	実施状況等の報告	

IX 通信制課程

第1	通信制課程の入学者選抜の実施	33
第2	一期入学者選抜（令和9年春募集）	
1	募集人数	
2	出願資格	
3	出願制限	
4	出願手続	
5	受験票	35
6	県外からの出願	
7	面接	
8	選抜	
9	合否結果等の登録	
10	合否結果の発表	
11	合格者数等の報告	
第3	二期入学者選抜（令和9年秋募集）	36
1	募集人数	
2	出願資格	
3	出願手続	
4	受験票	38
5	面接	
6	選抜	
7	合否結果等の登録	
8	合否結果の発表	
9	合格者数等の報告	

X その他

1	学力検査及び面接等の実施上、配慮を要する者の取扱い	39
2	進路指導と助言	
3	不正行為の扱い	
4	合格した生徒の生徒指導要録抄本等の送付	
5	入学者選抜に係る検査の得点の開示	
6	海外帰国者等の取扱いに関する留意事項	40
7	特別な事情を有する生徒の副申書に関する取扱い	
◆	出願書類等	41
◆	入学者選抜事務説明会	42
◆	出願希望調査の流れ	
◆	第一次募集の流れ（連携型選抜含む）	43
◆	県外からの出願の流れ	44
◆	全国募集選抜の出願の流れ	
◆	特例措置の流れ（第一次募集）	
◆	第二次募集の流れ	45
◆	通信制課程（一期入学者選抜）の流れ	46

◆ 通信制課程（二期入学者選抜）の流れ	47
◆ 地区処理委員会	48
◆ 様式等一覧	49
◆ 県立高等学校の通学区域に関する規則（抄）	66
◆ 仙台市立高等学校の通学区域に関する規則（抄）	
◆ 石巻市立高等学校の通学区域に関する規則（抄）	67
◆ 県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱いについて	68
◆ 東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置	70
◆ 宮城県公立高等学校入学者選抜実施校一覧	72

令和9年度宮城県立高等学校入学者選抜方針

宮城県立高等学校における入学者選抜は、高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。

1 基本原則

- (1) 各宮城県立高等学校長（以下「高等学校長」という。）は、その教育を受けるに足る多様な能力と適性等を積極的に評価し、選抜するものとする。
- (2) 出願事務及び選抜事務の厳正を期するため、中学校にあっては調査書等作成のための委員会を、宮城県立高等学校（以下「高等学校」という。）にあっては選抜のための委員会を設置するものとする。

2 第一次募集

- (1) すべての高等学校は、学校・学科の特色に応じて、第一次募集を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、学力検査の結果及び必要に応じて実施する面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文の検査結果に基づいて共通選抜と特色選抜の2通りの方法により選抜するものとする。
- (2) 学力検査
 - ア 学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。
 - イ 学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。

3 追試験

すべての高等学校は、第一次募集検査日当日に、やむを得ない事由により受験できなかった者を対象に、追試験を実施する。

この場合、学力検査、面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）及び作文並びに選抜方法等については、第一次募集に準ずる。

4 第二次募集

合格者数が、募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。選抜に当たって、高等学校長は、調査書のみの審査、あるいは調査書に、第二次募集の学力検査、面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）及び作文のいずれか一つ又は複数の結果を合わせた審査を行うことができる。

5 連携型中高一貫教育に関する選抜

連携型中高一貫教育を実施する高等学校は、連携型中高一貫教育を実施する中学校の卒業生を対象とした選抜を実施する。選抜に当たって、当該高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類、学力検査（第一次募集に準ずる。）及び面接等の結果に基づいて総合的に審査するものとする。

6 社会人特別選抜

定時制課程の学科を有する高等学校においては、第一次募集において社会人を対象とした選抜を行うことができる。当該高等学校長は、学力検査について、弾力的に対応することができるものとする。

7 通信制課程に関する選抜

当該高等学校長は上記によらず、選抜を行うことができるものとする。

8 全国募集選抜

全国募集を行う高等学校は、該当する市町村と生徒受け入れに関して連携して、全国募集選抜への出願者を対象とした選抜を実施する。

この場合、募集人数は、募集定員の外数とし、選抜に当たって、当該高等学校長は、原則として、調査書、学力検査（第一次募集に準ずる。）及び面接等の結果に基づいて総合的に審査するものとする。

9 ideal スクールにおける選抜

ideal スクールにおいては、第一次募集における選抜に当たって、当該高等学校長は、原則として、調査書、学力検査（第一次募集に準ずる。）の結果及び面接の検査結果に基づいて、共通選抜と ideal 選抜の2通りの方法により選抜するものとする。

令和9年度仙台市立高等学校入学者選抜方針

仙台市立高等学校における入学者選抜は、高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。

1 基本原則

- (1) 各仙台市立高等学校長（以下「高等学校長」という。）は、その教育を受けるに足る多様な能力と適性等を積極的に評価し、選抜するものとする。
- (2) 出願事務及び選抜事務の厳正を期するため、中学校にあっては調査書等作成のための委員会を、仙台市立高等学校（以下「高等学校」という。）にあっては選抜のための委員会を設置するものとする。

2 第一次募集

- (1) すべての高等学校は、学校・学科の特色に応じて、第一次募集を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、学力検査の結果及び必要に応じて実施する面接、作文の検査結果に基づいて共通選抜と特色選抜の2通りの方法により選抜するものとする。
- (2) 学力検査
 - ア 学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。
 - イ 学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。

3 追試験

すべての高等学校は、第一次募集検査日当日に、やむを得ない事由により受験できなかった者を対象に、追試験を実施する。

この場合、学力検査、面接及び作文並びに選抜方法等については、第一次募集に準ずる。

4 第二次募集

合格者数が、募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。選抜に当たって、高等学校長は、調査書のみの審査、あるいは調査書に、第二次募集の学力検査、面接及び作文のいずれか一つ又は複数の結果を合わせた審査を行うことができる。

5 社会人特別選抜

定時制課程の学科を有する高等学校においては、第一次募集において社会人を対象とした選抜を行うことができる。当該高等学校長は、学力検査について、弾力的に対応することができるものとする。

令和9年度石巻市立高等学校入学者選抜方針

石巻市立高等学校における入学者選抜は、高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。

1 基本原則

- (1) 石巻市立高等学校長（以下「高等学校長」という。）は、その教育を受けるに足る多様な能力と適性等を積極的に評価し、選抜するものとする。
- (2) 出願事務及び選抜事務の厳正を期するため、中学校にあっては調査書等作成のための委員会を、石巻市立高等学校（以下「高等学校」という。）にあっては選抜のための委員会を設置するものとする。

2 第一次募集

- (1) 高等学校は、学校・学科の特色に応じて、第一次募集を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、学力検査の結果及び必要に応じて実施する面接、作文の検査結果に基づいて共通選抜と特色選抜の2通りの方法により選抜するものとする。
- (2) 学力検査
 - ア 学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。
 - イ 学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。

3 追試験

高等学校は、第一次募集検査日当日に、やむを得ない事由により受験できなかった者を対象に、追試験を実施する。

この場合、学力検査、面接及び作文並びに選抜方法等については、第一次募集に準ずる。

4 第二次募集

合格者数が、募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。選抜に当たって、高等学校長は、調査書のみの審査、あるいは調査書に、第二次募集の学力検査、面接及び作文のいずれか一つ又は複数の結果を合わせた審査を行うことができる。

令和 9 年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項

この要項では、全日制課程及び定時制課程における第一次募集及び第二次募集並びに連携型中高一貫教育を実施する高等学校における連携型中高一貫教育に関する選抜（以下「連携型選抜」という。）、全国募集選抜、定時制課程における社会人特別選抜及び通信制課程における選抜について定める。

なお、東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置については、別に定め（70 頁参照）、その他、留意事項は、必要に応じて別に定める。

I 募集及び出願

1 募集定員

- (1) 県立高等学校の募集定員は、県教育委員会が別に公示する。
- (2) 市立高等学校の募集定員は、当該高等学校を設置する市の教育委員会が別に公示する。

2 出願資格

県内の公立高等学校の入学者選抜に出願できる者は、次の(1)～(4)のいずれかに該当する者で、原則として出願時点で高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校高等部及び高等学園（以下「高等学校等」という。）のいずれにも在学していない者とする。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校（以下「併設型中学校」という。）から併設型中高一貫教育を実施する当該高等学校（以下「当該併設型高等学校」という。）への入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への進級予定者を除く。

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業又は令和 9 年 3 月卒業見込みの者
- (2) 義務教育学校を卒業又は令和 9 年 3 月卒業見込みの者
- (3) 中等教育学校の前期課程を修了又は令和 9 年 3 月修了見込みの者
- (4) 学校教育法施行規則第 95 条の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

なお、中学校、これに準ずる学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を、以下「中学校」という。

3 出願制限

- (1) 県内の公立高等学校の入学者選抜において出願できる高等学校は、県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和 31 年宮城県教育委員会規則第 17 号。以下「県通学区域規則」という。）、仙台市立高等学校の通学区域に関する規則（平成 12 年仙台市教育委員会規則第 4 号。以下「仙台市通学区域規則」という。）及び石巻市立高等学校の通学区域に関する規則（平成 17 年石巻市教育委員会規則第 15 号。以下「石巻市通学区域規則」という。）に定める区域内の高等学校に限る。ただし、県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定（以下「県境隣接協定」と

いう。)に定める区域内に居住する者は、その定めによる。

(2) 全国募集選抜において出願できる高等学校は、宮城県中新田高等学校及び宮城県南三陸高等学校に限る。出願できる者は別に定める出願資格を満たす者とする。

(3) 出願できる課程及び学科・コース・部は、一つに限る。

ア 農業、工業、商業又は水産に関する学科等においては、類似学科の一括募集を実施することができるものとし、この場合には、一括された二つ以上の学科を一つの学科として扱う。

一括募集を実施する高等学校にあっては、その旨を所属教育委員会教育長に申請し、承認を受ける。

イ 次の多部制をとる高等学校においては、それぞれ次表のように取扱う。

高等学校	取 扱 い
貞山高等学校	昼間部、夜間部をそれぞれ一つの学科として扱う。
東松島高等学校	昼間部（午前部）、昼間部（午後部）、夜間部をそれぞれ一つの学科として扱う。以下、昼間部（午前部）、昼間部（午後部）、夜間部はそれぞれ「Ⅰ部」、「Ⅱ部」、「Ⅲ部」という。
田尻さくら高等学校	午前部、午後夕間部をそれぞれ一つの学科として扱う。以下、午前部、午後夕間部はそれぞれ「Ⅰ部」、「Ⅱ部」という。
仙台大志高等学校	Ⅰ部（午前午後）、Ⅱ部（午後夜間）をそれぞれ一つの学科として扱う。

Ⅱ 出願希望調査

中学校に在籍する生徒及び過年度卒業生（以下「在籍生徒等」という。）の志願状況を把握することで、在籍生徒等の志願先選択及び中学校の進路指導等の参考資料とすることを目的として実施する。

1 手続

- (1) 在籍生徒等は、宮城県公立高等学校入学者選抜ウェブ出願システム（以下、「ウェブ出願システム」という。）により、志願先を登録する。なお、志願できる高等学校は、一人1校とし、課程及び学科・コースについては一つに限る。
- (2) 中学校の校長（以下「中学校長」という。）は、ウェブ出願システムにより、在籍生徒等が登録した内容を確認し、確認済みであることを登録する。
※ 登録方法等については別に通知する。

2 結果の通知・公表

県教育長は、出願希望調査結果を公立高等学校長、中学校長、市町村教育委員会教育長及び教育事務所長等に通知するとともに、公立高等学校ごとの志願者数等を公表する。

	出願希望調査
在籍生徒等の 志願先登録期間	12月10日（木）から 1月11日（月）まで
中学校の 確認登録期間	1月12日（火）から 1月14日（木）正午まで
結果の通知・公表	1月20日（水）

Ⅲ 第一次募集（全日制・定時制課程）

1 第一次募集の実施

- (1) 全ての高等学校は、学校・学科の特色に応じて、学科・コースの募集単位（以下「募集単位」という。）ごとに、選抜方法等（共通選抜と特色選抜の選抜順序及び募集割合等）を所属教育委員会教育長に申請し、承認を受ける。ただし ideal スクールにおいては、特色選抜に代えて ideal 選抜を実施する。
- (2) 共通選抜の募集割合は、募集定員の 50%～90%とする。ただし、体育及び美術に関する学科並びに定時制課程においては 10%～90%の範囲内で設定し、ideal スクールにおいては 10%とする。
- (3) 特色選抜の募集割合は、募集定員の 10%～50%とする。ただし、体育及び美術に関する学科並びに定時制課程においては 10%～90%の範囲内で設定する。ideal スクールにおいては、ideal 選抜の募集割合は、募集定員の 90%とする。
- (4) 募集割合の設定は、5 %区切りとする。
- (5) 併設型中高一貫教育を実施する仙台二華高等学校及び古川黎明高等学校における共通選抜、特色選抜の募集割合は、併設中学校からの入学予定者を除いた人数に対して設定する。
- (6) 各高等学校の募集単位ごとの選抜方法等（共通選抜及び特色選抜又は ideal 選抜の選抜順序及び募集割合等）については、「選抜方法等一覧」で公表する。

2 出願資格

第一次募集に出願できる者は、「Ⅰ 募集及び出願」の「2 出願資格」（5 頁）による。ただし、県外の国公立高等学校に合格した者は出願することができない。

3 出願制限

- (1) 出願できる高等学校、課程、学科及びコースは、一つに限る。
- (2) 複数の学科・コースを併置する高等学校にあっては、当該校の他の学科・コースを第 2 志望とすることができる。

各高等学校の第 2 志望とすることを認める学科・コースについては、「選抜方法等一覧」で公表する。

4 出願手続

- (1) 出願

ア 志願者の手続

- (ア) 志願者は、ウェブ出願システムにより、出願に必要な情報（以下、「出願情報」という。）の登録を行い、中学校長の確認を受ける。

出願情報	手続内容
基本情報	・ 出願先を除く氏名等の情報の登録 ・ 写真データの登録
出願先	・ 出願先の高校、課程、学科・コース等の登録

(イ) 志願者は、ウェブ出願システムにより、入学者選抜手数料を納付する。

なお、一度納付した入学者選抜手数料は返還しない。

課程	入学者選抜手数料	納付方法
全日制課程	2, 200 円	次の①～④のいずれかにより納付すること ① クレジットカード決済 ② コード決済 ③ コンビニ決済 ④ ペイジー
定時制課程	950 円	

(ウ) 広瀬 ideal 高等学校の志願者は、**志願理由書（ideal 選抜用）**を作成し、ウェブ出願システムに登録する。**志願理由書（ideal 選抜用）**は、高校教育課ウェブサイト又はウェブ出願システムよりダウンロードした様式を用いて作成する。

イ 中学校の手続

(ア) 志願者の出願情報等の確認

中学校長は、ウェブ出願システムにより、志願者が登録した出願情報に誤りがないこと及び入学者選抜手数料が納付されていることを確認し、確認済みであることを登録する。この登録をもって高等学校への提出とする。

※ 広瀬 ideal 高等学校の志願者においては、**志願理由書（ideal 選抜用）**が添付されていることも確認する。

(イ) 県境隣接

中学校長は、県境隣接協定による志願者について、その住所を同協定の定めるところに基づいて確認し、適正を期す。

ウ 期間

2月9日（火）から2月16日（火）午前11時まで

ただし、志願者が登録する出願情報のうち、基本情報については、**1月18日（月）**から登録できる。

対象	内容		登録期間
志願者	出願情報登録	基本情報	1 月 18 日（月）から登録可
		出願先	2 月 9 日（火）～2 月 16 日（火）午前 11 時
	入学者選抜手数料納付		
中学校	出願情報等確認登録		※ 中学校は志願者の手続が完了した後から、随時登録可能

(2) 中学校作成書類の提出

ア 中学校の手続

(ア) 調査書等の提出

中学校長は、ウェブ出願システムにより出願先高等学校長に調査書を提出する。調査書の記載内容等について特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、令和3年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書の提出をもって調査書に代えることができる。この場合も、ウェブ出願システムにより提出する。

(イ) その他必要な書類等の提出

(ア)以外の必要な書類についても、ウェブ出願システムにより出願先高等学校長に提出する。

イ 期間

2月9日（火）から2月17日（水）午後3時まで

※ 志願者の手続が完了した後から中学校の手続が可能となる。

(3) 高等学校の事務処理

ア 高等学校の手続

(ア) 出願情報等の受領

高等学校長は、出願情報等の提出を受けた場合において、これを受領する。

(イ) 出願情報等の受理

高等学校長は、出願情報等の受領後、記載内容について適正であると認めたときは、これを受理する。

(ウ) 受験票の交付

出願情報等を受理した高等学校においては、ウェブ出願システムにより、受験番号を付した受験票を交付する。

イ 期間

2月9日（火）から2月19日（金）午後3時まで

※ 中学校の手続が完了した後から高等学校の手続が可能となる。

5 受験票

出願者は、**2月19日（金）午後3時以降**に、ウェブ出願システムにより印刷する。

6 県外からの出願

県外からの出願については、「Ⅶ 県外からの出願」（26頁）による。

7 検査会場

- (1) 学力検査及び面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文（以下、「面接等」という。）は各高等学校において実施する。

- (2) 実技を学力検査と異なる会場で実施する高等学校においては、実施会場について受験票交付時に当該高等学校長からウェブ出願システムにより出願者に通知する。
- (3) やむを得ない理由により学力検査及び面接等を分校において実施する高等学校にあっては、その旨を **11月6日（金）**までに県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に電子メール等で申請し、承認を受ける。
- (4) 高等学校長は、**2月16日（火）午後3時**までに、第一次募集等の検査室数を**第一次募集等の検査室数の報告（様式S）**により、県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）にウェブ出願システムで報告する。

なお、市立高等学校にあっては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に報告する。

8 学力検査

- (1) 学力検査は、**3月3日（水）**に実施する。
- (2) 学力検査を実施する教科は、国語、数学、社会、英語及び理科とする。
- (3) 学力検査の日程は、次の表のとおりとする。

月 日 \ 時 間											
	8:30	9:05	9:55	10:15	11:05	11:25	12:15	13:00	13:50	14:10	15:00
3 月 3 日 (水)	受付確認 諸注意	[1] 国 語		[2] 数 学		[3] 社 会	昼 食 休 憩	[4] 英 語		[5] 理 科	

- (4) 学力検査を受ける際、分度器（分度器機能付きの定規を含む。）の使用や計算、翻訳、辞書、通信、録音等の機能を有する機器類（スマートフォン・スマートウォッチ等を含む。）の使用は認めない。その他、アラーム音を発するなど検査の公正を欠くおそれのある物も同様とする。指示に従わない場合は不正行為とみなす。

9 面接、実技、作文

- (1) 全ての高等学校は、募集単位ごとに、それぞれの特色に応じて、面接等を実施することができる。
- (2) 面接等は**3月3日（水）の学力検査終了後**又はその翌日の**3月4日（木）**に実施する。
- (3) 面接等の実施日、実施時間等については各学校で定め、受験票交付時に当該高等学校長からウェブ出願システムにより、出願者に通知する。
- (4) 面接等を実施する高等学校は、問題作成委員会を設置し、組織的、計画的に問題作成及び点検を行うこと。また、出題の形式、内容、配点及び実施時間等について、適切なものとなるよう考慮すること。
- (5) 面接は、複数の担当で実施し、実施に当たっては、客観的かつ公平であるよう考慮すること。

10 追試験

(1) 追試験の実施

第一次募集検査日当日に学力検査又は面接等をやむを得ない事由により受験できなかった者に対する受験機会の確保のために、追試験を実施する。

(2) 対象者

ア 追試験は、第一次募集検査日当日に学力検査、面接等を欠席した者で、次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

(ア) インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症の罹患者

(イ) 本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない事由等のある者（風邪、月経随伴症、忌引き、自然災害、試験会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合など）

イ 学力検査と面接等を別日程で実施する高等学校において、いずれかの日程を欠席した場合には、欠席した日に実施された学力検査や面接等についてのみ追試験を実施する。

ウ 学力検査を1科目でも受験した場合には、学力検査の追試験を認めない。

(3) 実施日

ア 学力検査は、**3月9日（火）**に実施する。

イ 面接等は、**3月9日（火）**又は**3月10日（水）**に実施する。

(4) 実施方法

ア 追試験における学力検査及び面接等は、第一次募集に準じて実施する。

イ 追試験においては、学力検査と面接等を同一日に実施することも可能とする。

ウ 面接等の実施日、実施時間等は、当該高等学校長からウェブ出願システムにより、受験生に通知する。

(5) 実施会場

出願した高等学校等において実施する。

(6) 実施上の手続

ア やむを得ない事由により第一次募集の学力検査及び面接等を受験できなくなった受験生は、在籍する又は卒業した中学校長へ速やかに電話等で申し出る。

イ 当該中学校長は、追試験の必要があると認めた場合には、**第一次募集検査日の午後4時**までに、出願先高等学校長へ電話等で連絡する。

ウ 当該中学校長は、**追試験申請書（様式 T-1）**に証明書類等を添付し、**3月8日（月）午後3時**までに、ウェブ出願システムにより、出願先高等学校長宛てに提出する。

エ 申請書及び証明書類等（以下「申請書類」という。）を受理した高等学校長は、申請書類を審査の上、追試験の承認の可否を判断し、その事由がやむを得ないものと認めた場合は、ウェブ出願システムにより、**追試験受験許可証（様式 T-2）**を速やかに当該中学校長宛てに通知するとともに、ウェブ出願システムに追試験対象者の登録を行う。

オ **追試験受験許可証（様式 T-2）**を受理した中学校長は、当該受験生に追試験の受験が認められた旨を電話等で連絡する。

カ 追試験受験を認められた受験生は追試験当日、受験票を受付で提示し、受験する。

11 欠席者の登録

高等学校長は、第一次募集検査当日及び追試験検査当日の欠席者等の情報をウェブ出願システムに登録する。

検査名	登録期限
第一次募集（1日目）	① 3月3日（水）国語終了後直ちに
	② 3月3日（水）午後4時まで
第一次募集（2日目）	3月4日（木）終了後直ちに
第一次募集追試験（1日目）	① 3月9日（火）国語終了後直ちに
	② 3月9日（火）午後4時まで
第一次募集追試験（2日目）	3月10日（水）終了後直ちに

12 選抜

- (1) 選抜は、調査書、学力検査の結果に基づいて選抜する共通選抜と、調査書、学力検査の結果及び面接等の結果に基づいて選抜する特色選抜の2つの選抜方法により行う。ただし ideal スクールにおいては、特色選抜に代えて ideal 選抜を実施する。

- (2) 共通選抜と特色選抜の選抜の順序・方法等については、「選抜方法等一覧」による。

- (3) 共通選抜

ア 調査書点は、調査書の「1 各教科の学習の記録」の音楽、美術、保健体育及び技術・家庭の4教科の評定値を2倍にして、国語、数学、社会、英語及び理科の評定値と合計して算出する。

イ 学力検査点は、国語、数学、社会、英語及び理科の学力検査の得点の合計点とする。

ウ 高等学校長は、調査書点と学力検査点の満点を原点とした相関図を用いて選抜する。このとき、あらかじめ届け出た調査書点と学力検査点の比重に基づき、その両方の満点により近い者を上位とし、上位の者から審査し、共通選抜の募集人数分を選抜する。ただし、体育及び美術に関する学科にあつては、実技の評価を選抜資料に加えて選抜することができる。

なお、相関図での調査書点と学力検査点の比重は、各高等学校が募集単位ごとに次の割合の中から定める。

比 重	調査書重視		同等	学力検査重視	
調査書：学力検査	7：3	6：4	5：5	4：6	3：7

- (4) 特色選抜

ア 調査書点は、調査書の「1 各教科の学習の記録」の各教科・各学年の評定を、各高等学校が募集単位ごとに、教科ごと、学年ごとに定めた倍率を用いて算出する。

倍率は、国語、数学、社会、英語及び理科については0.25、0.5、0.75、1.0、1.25、1.5、1.75、2.0から、音楽、美術、保健体育及び技術・家庭については0.5、1.0、1.5、2.0、2.5、3.0、3.5、4.0から定める。ただし、学校に登校していない生徒を積極的に受け入れるため

に、この倍率未満に設定することができる。

イ 学力検査点は、国語、数学、社会、英語及び理科の学力検査の得点を、各高等学校が募集単位ごとに、教科ごとに定めた倍率を用いて算出した得点の合計点とする。

倍率は、0.25、0.5、0.75、1.0、1.25、1.5、1.75、2.0 から定める。

ウ 高等学校長は、調査書点、学力検査点、各高等学校が募集単位ごとに実施した面接等の得点を合計し、その合計点を基に、調査書の記載事項も用いて総合的に審査し、選抜する。

なお、特色選抜の審査対象者は、合計点上位の者から、各高等学校が募集単位ごとに定めた範囲内の者とする。

範囲は、募集人数の120%から200%のうち、5%区切りで設定する。

また、調査書の「1 各教科の学習の記録」以外の記載事項については、これを選抜資料として十分活用するよう特に配慮することとし、副申書以外のその他の資料を選抜の資料に加える場合は、所属教育委員会教育長と事前に協議する。

(5) ideal 選抜

ア 調査書点は、各教科・各学年の評定を、ideal スクールが、教科ごと、学年ごとに定めた倍率を用いて算出する。

イ 学力検査点は、国語、数学、社会、英語及び理科の学力検査の得点を ideal スクールが、教科ごとに定めた倍率を用いて算出した得点の合計点とする。

ウ 面接の形式は個人面接とし、出願者が提出した志願理由書を参考に実施する。配点及び実施時間等は、ideal スクールが定める。

エ 高等学校長は、面接重視方式、調査書重視方式及び学力検査重視方式の3方式によって選抜を行う。

(ア) 面接重視方式においては、学力検査点及び調査書点を用いず、面接の得点を基に、調査書の記載事項も用いて総合的に審査し、選抜する。

(イ) 調査書重視方式においては、学力検査点を用いず、調査書点と面接の得点を基に、調査書の記載事項も用いて総合的に審査し、選抜する。

(ウ) 学力検査重視方式においては、調査書点を用いず、学力検査点と面接の得点を基に、調査書の記載事項も用いて総合的に審査し、選抜する。

(6) 第2志望の受験者の選抜については、原則として募集定員が満たされていない学科・コースにおいて、共通選抜の方法で行うこととする。

(7) 追試験を受験した者の選抜については、第一次募集に含めて行うこととする

13 合否結果等の登録

高等学校長は、合格者の決定後、**3月15日（月）正午**までに、合否結果等を、ウェブ出願システムに登録する。

14 合否結果の発表

合否結果の発表は、**3月15日（月）午後3時**にウェブ出願システムにおいて行う。

高等学校長は、選抜の結果を、中学校長に対しては**結果通知書（様式 G）**で、合格者に対しては**合格通知書（様式 H）**で、ウェブ出願システムにより通知する。

15 実施状況等の報告

高等学校長は、検査の実施状況等を、**3月26日（金）**までに、別に送付する様式により、県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）にウェブ出願システムで報告する。

なお、市立高等学校にあっては、所属教育委員会教育長を経て県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に報告する。

16 第一次募集出願の特例措置

(1) 第一次募集の出願後、県内における一家転住により、やむを得ず出願先の変更を希望する者については、審査の上、特例として出願先の変更を認めることがある。この場合、出願者はウェブ出願システムで必要な情報を登録の上、中学校を通して、既に出願している高等学校長に申請し、承認を受ける。

(2) 上記(1)の申請期間は**2月17日（水）**から**2月25日（木）午前11時**までとする。

(3) 特例措置の承認

高等学校長は、**出願承認申請（県内の特例措置）**を受理した場合には、出願審査委員会を設けるなどして、公正かつ適正な審査を行い、その理由がやむを得ないものであると認めた場合は、ウェブ出願システムにより特例措置の承認登録をする。

上記の審査が困難な場合は、高等学校長は、所属教育委員会教育長と協議を行う。

(4) 特例措置の承認を受けた者は、**2月25日（木）正午**までに志願高等学校に出願の手続を済ませること。

17 合格者の取扱い

第一次募集による合格者は、第二次募集及び通信制課程の選抜に出願できない。

IV 第二次募集（全日制・定時制課程）

1 第二次募集の実施

- (1) 第一次募集の合格発表の時点で募集定員が満たされていない高等学校の課程、学科・コースについては、第二次募集を行う。
- (2) 募集は、課程、学科・コースごとに行う。
- (3) 各高等学校の募集単位ごとの選抜方法等については、「選抜方法等一覧」で公表する。
- (4) 第二次募集を行う高等学校、課程、学科・コース及び募集人数並びに合否結果の発表日等については、別に公表する。

2 実施予定の報告

高等学校長は、第二次募集の実施の有無について、**3月15日（月）午後1時**までに、報告する。
報告の方法については、別に通知する。

3 出願資格

第二次募集に出願できる者は、「I 募集及び出願」の「2 出願資格」（5頁）を満たす者のうち、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

なお、県境隣接地域に住所を有する者については、県境隣接協定に基づく高等学校のうち、第二次募集を行う高等学校に限り出願できる。また、県外からの出願については、「VII 県外からの出願」（26頁）による。

- (1) 本県の公立高等学校の第一次募集（社会人特別選抜を含む。）及び連携型選抜に出願したが、病気や不慮の事故等で受験できなかった者

この趣旨は、本県の公立高等学校の第一次募集に出願したが、病気や不慮の事故等で受験できなかった者に対して、第二次募集を行う高等学校に限り、受験の機会を与えることにあ
る。

- (2) 国公立高等学校等のいずれにも合格していない者。ただし、私立高等学校等の入学試験に合格し、最終の入学手続をとらない者を含む。

4 出願制限

- (1) 出願できる高等学校は、第二次募集を実施する高等学校の一つに限る。
- (2) 出願できる課程及び学科・コースは、一つに限る。
- (3) 通信制課程との併願はできない。

5 出願手続

(1) 出願

ア 志願者の手続

- (ア) 志願者は、ウェブ出願システムにより、出願情報の登録を行い、中学校長の確認を受ける。

出願情報	手続内容
基本情報	・ 出願先を除く氏名等の情報の登録 ・ 写真データの登録
出願先	・ 出願先の高校、課程、学科・コース等の登録

- (イ) 志願者は、ウェブ出願システムにより、入学者選抜手数料を納付する。

なお、一度納付した入学者選抜手数料は返還しない。

課程	入学者選抜手数料	納付方法
全日制課程	2, 200 円	次の①～④のいずれかにより納付すること ① クレジットカード決済 ② コード決済 ③ コンビニ決済 ④ ペイジー
定時制課程	950 円	

イ 中学校の手続

- (ア) 志願者の出願情報等の確認

中学校長は、ウェブ出願システムにより、志願者が登録した出願情報に誤りがないこと及び入学者選抜手数料が納付されていることを確認し、確認済みであることを登録する。この登録をもって高等学校への提出とする。

- (イ) 県境隣接

中学校長は、県境隣接協定による志願者について、その住所を同協定の定めるところに基づいて確認し、適正を期す。

- (注意) 中学校長は、「3 出願資格」及び「4 出願制限」を十分に確認の上、出願手続を行うこと。

ウ 期間

3月16日（火）から3月18日（木）午前11時まで

対象	内容		登録期間
志願者	出願情報登録	基本情報	3月16日（火）～3月18日（木）午前11時
		出願先	
	入学者選抜手数料納付		※ 中学校は志願者の手続が完了した後から、随時登録可能
中学校	出願情報等確認登録		

(2) 中学校作成書類の提出

ア 中学校の手続

- (ア) 調査書等の提出

中学校長は、ウェブ出願システムにより出願先高等学校長に調査書を提出する。調査書

の記載内容等について特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、令和3年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書の提出をもって調査書に代えることができる。この場合も、ウェブ出願システムにより提出する。

(イ) その他必要な書類等の提出

(ア)以外の必要な書類についても、ウェブ出願システムにより出願先高等学校長に提出する。

イ 期間

3月16日（火）から3月18日（木）正午まで

※ 志願者の手続きが完了した後から中学校の手続きが可能となる。

(3) 高等学校の事務処理

ア 高等学校の手続

(ア) 出願情報等の受領

高等学校長は、出願情報等の提出を受けた場合において、これを受領する。

(イ) 出願情報等の受理

高等学校長は、出願情報等の受領後、記載内容について適正であると認めたときは、これを受理する。

(ウ) 受験票の交付

出願情報等を受理した高等学校においては、ウェブ出願システムにより、受験番号を付した受験票を交付する。

イ 期間

3月16日（火）から3月18日（木）午後3時まで

※ 中学校の手続きが完了した後から高等学校の手続きが可能となる。

6 受験票

出願者は、**3月18日（木）午後3時以降**に、ウェブ出願システムにより印刷する。

7 県外からの出願

県外からの出願については、「Ⅶ 県外からの出願」（26頁）による。

8 学力検査及び面接等

(1) 学力検査及び面接等の実施

学力検査及び面接等を実施する高等学校にあっては、**3月19日（金）**に行う。

(2) 学力検査の実施教科、実施時間等については高等学校ごとに定める。

(3) 面接等の内容及び時間については、適切なものとなるよう考慮すること。

(4) やむを得ない理由により学力検査及び面接等を分校又はキャンパスにおいて実施する高等学校にあっては、その旨を**3月10日（水）正午までに**県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に申請し、承認を受ける。

9 欠席者の登録

高等学校長は、第二次募集検査当日の欠席者等の情報をウェブ出願システムに登録する。

検査名	登録期限
第二次募集	3月19日（金）終了後直ちに

10 選抜

選抜は、調査書のみの審査、あるいは調査書に、第二次募集の学力検査、面接等のいずれか一つ又は複数の結果を合わせた総合的な審査により行う。

11 合否結果等の登録

高等学校長は、合格者の決定後直ちに、合否結果等を、ウェブ出願システムに登録する。

12 合否結果の発表

合否結果の発表は、高等学校ごと、3月19日（金）又は3月23日（火）にウェブ出願システムにおいて行う。

高等学校長は、選抜の結果を、中学校長に対しては結果通知書（様式G）で、合格者に対しては合格通知書（様式H）で、ウェブ出願システムにより通知する。

13 実施状況等の報告

第一次募集の実施状況等の報告（「Ⅲ 第一次募集」の「15 実施状況等の報告」（15 頁））に同じ。

V 連携型選抜

1 連携型選抜の実施

- (1) 連携型高等学校（宮城県南三陸高等学校）は、連携型中学校（南三陸町立志津川中学校、同歌津中学校）からの志願者を対象とした連携型選抜を実施する。
- (2) 連携型高等学校は、学科ごとに連携型選抜の募集割合及び選抜方法等を県教育委員会教育長に申請し、承認を受ける。
- (3) 連携型選抜の募集割合等については、「選抜方法等一覧」で公表する。

2 出願資格

連携型選抜に出願できる者は、次の条件を全て満たし、連携型中学校の校長（以下「連携型中学校長」という。）が認めた者とする。

- (1) 令和9年3月に連携型中学校を卒業する見込みの者であること。
- (2) 連携型高等学校、学科を志願する動機や理由が明確で適切であること。
- (3) 連携型高等学校、学科に対する適性及び興味・関心を有すること。
- (4) 中学校生活を意欲的に送り、入学後も学校生活を意欲的に送る意志があること。

3 出願制限

出願できる学科は、一つに限る。

4 出願手続

第一次募集の出願手続（「Ⅲ 第一次募集」の「4 出願手続」（8頁））に同じ。

5 受験票

第一次募集の受験票（「Ⅲ 第一次募集」の「5 受験票」（10頁））に同じ。

6 検査会場

第一次募集の検査会場（「Ⅲ 第一次募集」の「7 検査会場」（10頁））に同じ。

7 検査内容

検査内容は、第一次募集に準ずる。

8 追試験

追試験は、第一次募集に準ずる。

9 欠席者の登録

第一次募集の欠席者の登録（「Ⅲ 第一次募集」の「11 欠席者の登録」（13 頁））に同じ。

10 選抜

- (1) 連携型高等学校は、原則として調査書、学力検査及び面接等の結果に基づいて総合的に審査し、選抜する。
- (2) 連携型高等学校長は、第一次募集の特色選抜による合格者の数があらかじめ定めた第一次募集の特色選抜の募集人数に満たない場合、当該募集人数から当該合格者の数を減じた人数を連携型選抜の募集人数に加えて、合格させることができる。

11 合否結果等の登録

第一次募集の合否結果等の登録（「Ⅲ 第一次募集」の「13 合否結果等の登録」（14 頁））に同じ。

12 合否結果の発表

第一次募集の合否結果の発表（「Ⅲ 第一次募集」の「14 合否結果の発表」（14 頁））に同じ。

13 実施状況等の報告

第一次募集の実施状況等の報告（「Ⅲ 第一次募集」の「15 実施状況等の報告」（15 頁））に同じ。

14 合格者の取扱い

連携型選抜による合格者は、第二次募集及び通信制課程の選抜に出願できない。

Ⅵ 社会人特別選抜（定時制課程）

1 社会人特別選抜の実施

- (1) 定時制課程の高等学校は、社会人を対象とした特別の選抜（以下「社会人特別選抜」という。）を実施することができる。

社会人特別選抜を実施する高等学校にあっては、実施学科名、募集人数及び学力検査の教科等を所属教育委員会教育長に申請し、承認を受けること。

- (2) 社会人特別選抜を実施する高等学校、学科等については、「選抜方法等一覧」で公表する。

2 出願資格

社会人特別選抜に出願できる者は、「Ⅰ 募集及び出願」の「2 出願資格」（5頁）による。ただし、次の(1)及び(2)の全ての条件に該当する者とする。

- (1) 事業所勤務者については、合わせて3年以上勤務した者又は令和9年3月31日現在において合わせて3年以上勤務する見込みの者。また、自営業者、家事従事者等については、当該業務従事を「勤務」とみなし、上記の勤務年数に係る条件を満たす者。

なお、当該業務従事年数と事業所勤務年数とを合わせて勤務年数とすることができる。

- (2) 次の条件を満たし、勤務先の所属長など責任をもって本人を推薦できる者（以下「所属長等」という。）の推薦を得た者。

ア 勤務態度等が優秀で、人物が優れていること。

イ 当該高等学校、学科等を志望する動機や理由が明確で適切であること。

ウ 当該高等学校、学科等に対する適性及び興味・関心を有すること。

3 出願制限

- (1) 出願できる高等学校は、社会人特別選抜を実施する高等学校の一つに限る。
- (2) 出願できる学科は、一つに限る。

4 出願手続

- (1) 出願

ア 志願者の手続

- (ア) 志願者は、ウェブ出願システムにより、出願情報の登録を行い、中学校長の確認を受ける。

出願情報	手続内容
基本情報	・ 出願先を除く氏名等の情報の登録 ・ 写真データの登録
出願先	・ 出願先の高校、課程、学科・コース等の登録

- (イ) 志願者は、ウェブ出願システムにより、入学者選抜手数料を納付する。

なお、一度納付した入学者選抜手数料は返還しない。

課程	入学者選拔手数料	納付方法
定時制課程	950円	次の①～④のいずれかにより納付すること ① クレジットカード決済 ② コード決済 ③ コンビニ決済 ④ ペイジー

(ウ) 志願者は、**社会人特別選抜推薦書（様式J）**（所属長等が作成し厳封したもの）を高等学校長に持参又は郵送により提出する。郵送により提出する場合は、簡易書留とし、封筒に「社会人特別選抜出願書類在中」と朱書した上で、**2月16日（火）午前11時**必着のこと。

イ 所属長等の手続

社会人特別選抜推薦書の作成

志願者から依頼のあった所属長等は、**社会人特別選抜推薦書（様式J）**を作成し、厳封の上、志願者を通して高等学校長に提出する。

ウ 中学校の手続

志願者の出願情報等の確認

中学校長は、ウェブ出願システムにより、志願者が登録した出願情報に誤りがないこと及び入学者選拔手数料が納付されていることを確認し、確認済みであることを登録する。この登録をもって高等学校への提出とする。

エ 期間

2月9日（火）から2月16日（火）午前11時まで

ただし、志願者が登録する、出願情報のうち、基本情報については、**1月18日（月）**から登録できる。

対象	内容		登録・提出期間
志願者	出願情報登録	基本情報	1 月 18 日（月）から登録可
		出願先	2 月 9 日（火）～ 2 月 16 日（火）午前 11 時
	入学者選抜手数料納付		
作成：所属長等 提出：志願者	社会人特別選抜推薦書提出		※ 中学校は志願者の手続が完了した後から、 随時登録可能
中学校	出願情報等確認登録		

(2) 中学校作成書類の提出

ア 中学校の手続

(ア) 調査書等の提出

中学校長は、ウェブ出願システムにより出願先高等学校長に調査書を提出する。調査書の記載内容等について特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、令和3年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書の提出をもって調査書に代えることができる。この場合も、ウェブ出願システムにより提出する。

(イ) その他必要な書類等の提出

(ア)以外の必要な書類についても、ウェブ出願システムにより出願先高等学校長に提出する。

イ 期間

2月9日（火）から2月17日（水）午後3時まで

※ 志願者の手続きが完了した後から中学校の手続きが可能となる。

(3) 高等学校の事務処理

ア 高等学校の手続

(ア) 出願情報等の受領

高等学校長は、出願情報等の提出を受けた場合において、これを受領する。

(イ) 出願情報等の受理

高等学校長は、出願情報等の受領後、記載内容について適正であると認めたときは、これを受理する。

(ウ) 出願資格の審査

高等学校長は、出願者が「2 出願資格」を満たしているかを審査する。その際、高等学校長は、所属長等及び中学校長並びに出願者に問い合わせることができる。

(注意) 高等学校長は、出願資格等の審査について厳正を期すこと。

(エ) 高等学校長は、「2 出願資格」を満たしている出願者に対して、ウェブ出願システムにより、受験番号を付した受験票を交付する。

イ 期間

2月9日（火）から2月19日（金）午後3時まで

※ 中学校の手続きが完了した後から高等学校の手続きが可能となる。

5 受験票

出願者は、**2月19日（金）午後3時以降**に、ウェブ出願システムにより印刷する。

6 検査会場

第一次募集の検査会場（「Ⅲ 第一次募集」の「7 検査会場」（10 頁））に同じ。

7 学力検査及び面接等

「Ⅲ 第一次募集」の「8 学力検査」（11 頁）及び「9 面接、実技、作文」（11 頁）に準ずる。ただし、学力検査については、一部の教科又は全ての教科を実施しないことができるものとし、実施内容等については、「選抜方法等一覧」で公表し、詳細は受験票交付時に当該高等学校長から出願者に通知する。

なお、追試験については、「Ⅲ 第一次募集」の「10 追試験」（12 頁）に準ずる。

8 欠席者の登録

第一次募集の欠席者の登録（「Ⅲ 第一次募集」の「11 欠席者の登録」（13 頁））に同じ。

9 選抜

選抜は、推薦書、調査書、学力検査及び面接等の結果に基づく総合的な審査により行う。

10 合否結果等の登録

第一次募集の合否結果等の登録（「Ⅲ 第一次募集」の「13 合否結果等の登録」（14 頁））に同じ。

11 合否結果の発表

第一次募集の合否結果の発表（「Ⅲ 第一次募集」の「14 合否結果の発表」（14 頁））に同じ。

12 実施状況等の報告

第一次募集の実施状況等の報告（「Ⅲ 第一次募集」の「15 実施状況等の報告」（15 頁））に同じ。

13 合格者の取扱い

社会人特別選抜による合格者は、第二次募集及び通信制課程の選抜に出願できない。

Ⅶ 県外からの出願（全日制・定時制・通信制課程）

県外から第一次募集、第二次募集及び社会人特別選抜に出願する者については、次の諸点に留意すること。

1 出願承認の申請

県外に住所を有する者又は県外の中学校を卒業した者（令和9年3月卒業見込みの者を含む。）が、以下の(1)及び(2)に掲げるやむを得ない理由で宮城県内の公立高等学校に入学を志願する場合は、ウェブ出願システムにより**出願承認申請（県外）**を行い、志願する高等学校長の承認を受けなければならない。ただし、県境隣接協定（68 頁）による志願者を除く。

(1) 住所の異動によるもの

ア 保護者の転勤等に伴う一家転住によって本県内に住所を異動せざるを得ない場合

イ その他特別な家庭の事情によって本県内に住所を異動せざるを得ない場合（例えば、保護者の海外勤務に伴って、保護者に準ずる者に志願者の保護を託した場合等）

(2) その他

上記(1)のほか、当該高等学校に就学することが、特にやむを得ないと認められる合理的事由がある場合

2 出願承認

(1) 出願承認申請（県外）

県外からの志願者は、ウェブ出願システムにより、**出願承認申請（県外）**を行う。

中学校長は、ウェブ出願システムにより、内容を確認し、高等学校長に提出する。

(2) 受付期間

受付期間は、**12 月 1 日（火）から 2 月 15 日（月）午前 11 時まで**とする。

なお、出願承認の申請は、可能な限り早い時期に行うこと。

(3) 出願承認審査

高等学校長は、**出願承認申請（県外）**を受理した場合には、県外からの出願審査委員会を設けるなどして、公正かつ適正な審査を行い、ウェブ出願システムに出願承認審査の結果を登録する。

上記「1 出願承認の申請」の(1)について審査が困難な場合及び(2)の場合は、高等学校長は、所属教育委員会教育長と協議を行う。

3 出願手続

第一次募集の出願手続（「Ⅲ 第一次募集」の「4 出願手続」（8 頁））並びに、第二次募集の出願手続（「Ⅳ 第二次募集」の「5 出願手続」（17 頁））に同じ。

（注意）

出願に当たっては、出願承認を受けた高等学校から、他の高等学校に志願先を変更すること

ができる。ただし、「5 第二次募集及び通信制課程における県外からの出願の特例措置」によって出願承認を受けた者は、出願承認を受けた高等学校から他の高等学校に志願を変更することはできない。

4 第一次募集における県外からの出願の特例措置

- (1) 県外に住所を有する者又は県外の中学校を卒業した者（令和9年3月卒業見込みの者を含む。）であって、やむを得ない理由により所定の期間内に本県の公立高等学校に出願手続きができなかった者については、所定の期間後であっても、審査の上、特例として出願を認めることがある。この特例措置による出願を必要とする場合には、出願承認の申請手続（26 頁参照）に従って、高等学校長に申請し、承認を受ける。

なお、この特例措置は、第一次募集にのみ適用される。

- (2) 上記(1)の申請期間は**2月17日（水）から2月25日（木）午前11時**までとする。
- (3) 特例措置の承認

高等学校長は、**出願承認申請（県外からの特例措置）**を受理した場合には、出願審査委員会を設けるなどして、公正かつ適正な審査を行い、その理由がやむを得ないものであると認めた場合は、ウェブ出願システムにより特例措置の承認登録をする。

- (4) 特例措置の承認を受けた者は、**2月25日（木）正午**までに特例措置の承認を受けた高等学校に出願の手続を済ませること。

5 第二次募集及び通信制課程における県外からの出願の特例措置

- (1) 「4 第一次募集における県外からの出願の特例措置」に定めている申請期間以降に、やむを得ない理由により県外から一家転住してきた者等に対して、第二次募集を行う高等学校又は通信制課程の高等学校に限り、審査の上、特例として出願を認めることがある。この特例措置による出願を必要とする場合には、出願承認の申請手続（26 頁参照）に従って、高等学校長に申請し、承認を受ける。
- (2) 特例措置の承認

特例措置の承認は、「4 第一次募集における県外からの出願の特例措置」に準ずる。

VIII 全国募集選抜

1 全国募集選抜の実施

- (1) 宮城県中新田高等学校及び宮城県南三陸高等学校（以下「全国募集実施高等学校」という。）において、県外からの志願者を対象とした入学者選抜（以下「全国募集選抜」という。）を実施する。
- (2) 全国募集実施高等学校は、学科ごとに選抜方法等を県教育委員会教育長に申請し、承認を受ける。
- (3) 全国募集選抜に係る募集人数は、宮城県公立高等学校入学者募集定員とは別に定め、「選抜方法等一覧」で公表する。

2 出願資格

全国募集選抜に出願できる者は、次の(1)～(3)をすべて満たす者とする。

- (1) 全国募集実施高等学校が所在する市町村（以下「関係市町村」という。）及び地域での学びに関心があり、志願先の全国募集実施高等学校への志願理由が明確であること。
- (2) 志願者及び保護者が宮城県外に居住していること。
- (3) 志願者が志願先の全国募集実施高等学校への入学期日までに、宮城県内に居住する予定であること。

3 出願制限

出願できる高等学校、学科は、一つに限る。

4 出願承認の申請

出願を希望する志願者及び保護者は、志願先の全国募集実施高等学校及び関係市町村を事前に訪問、見学等を行い、全国募集実施高等学校及び関係市町村から出願に係る諸手続のほか、入学後の学習環境や居住環境等について十分な説明を受けること。さらに、ウェブ出願システムにより出願承認申請（全国）の登録を行い、志願する全国募集実施高等学校長から、出願について承認を受けなければならない。

なお、出願承認申請（全国）には身元引受人の登録が必要である。身元引受人の確保については、関係市町村に依頼することができる。

5 出願承認

- (1) 出願承認申請（全国）及び身元引受人の登録

全国募集選抜の志願者は、ウェブ出願システムにおいて、出願承認申請（全国）の登録を行う。

中学校長は、ウェブ出願システムにより、内容を確認し、高等学校長に提出する。

(2) 受付期間

受付期間は、12月1日（火）から2月15日（月）午前11時までとする。

なお、出願承認の申請は、可能な限り早い時期に行うこと。

(3) 出願承認審査

全国募集実施高等学校長は、**出願承認申請（全国）**を受理した場合には、審査の上、ウェブ出願システムに出願承認審査の結果を登録する。

6 出願手続

(1) 全国募集選抜の出願が承認された後の志願変更について

出願に当たっては、出願承認を受けた高等学校から、他の高等学校に志願を変更することはできない。

(2) 出願

ア 志願者の手続

(ア) 志願者は、ウェブ出願システムにより、出願情報の登録を行い、中学校長の確認を受ける。

出願情報	手続内容
基本情報	・ 出願先を除く氏名等の情報の登録 ・ 写真データの登録
出願先	・ 出願先の高校、課程、学科・コース等の登録

(イ) 志願者は、ウェブ出願システムにより、入学者選抜手数料を納付する。

なお、一度納付した入学者選抜手数料は返還しない。

課程	入学者選抜手数料	納付方法
全日制課程	2, 200円	次の①～④のいずれかにより納付すること ① クレジットカード決済 ② コード決済 ③ コンビニ決済 ④ ペイジー

(ウ) 志願者は、**志願理由書（全国募集選抜用）**を作成し、ウェブ出願システムに登録する。

志願理由書（全国募集選抜用）は、高校教育課ウェブサイト又はウェブ出願システムよりダウンロードした様式を用いて作成する。

イ 中学校の手続

志願者の出願情報等の確認

中学校長は、ウェブ出願システムにより、志願者が登録した出願情報に誤りがないこと、**志願理由書（全国募集選抜用）**が添付されていること及び入学者選抜手数料が納付されていることを確認し、確認済みであることを登録する。この登録をもって高等学校への提出とする。

ウ 期間

2月9日（火）から2月16日（火）午前11時まで

ただし、志願者が登録する、出願情報のうち、基本情報については、1月18日（月）から登録できる。

対象	内容		登録期間
志願者	出願情報	基本情報	1月18日（月）から登録可
	登録	出願先	2月9日（火）～2月16日（火）午前11時 ※ 中学校は志願者の手続きが完了した後から、随時登録可能
	入学者選抜手数料納付		
	志願理由書登録		
中学校	出願情報等確認登録		

(2) 中学校作成書類の提出

ア 中学校の手続

(ア) 調査書等の提出

中学校長は、ウェブ出願システムにより出願先高等学校長に調査書を提出する。調査書の記載内容等について特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、令和3年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書の提出をもって調査書に代えることができる。この場合も、ウェブ出願システムにより提出する。

(イ) その他必要な書類等の提出

(ア)以外の必要な書類についても、ウェブ出願システムにより出願先高等学校長に提出する。

イ 期間

2月9日（火）から2月17日（水）午後3時まで

※ 志願者の手続きが完了した後から中学校の手続きが可能となる。

(3) 高等学校の事務処理

ア 高等学校の手続

(ア) 出願情報等の受領

高等学校長は、出願情報等の提出を受けた場合において、これを受領する。

(イ) 出願情報等の受理

高等学校長は、出願情報等の受領後、記載内容について適正であると認めたときは、これを受理する。

(ウ) 受験票の交付

出願情報等を受理した高等学校においては、ウェブ出願システムにより、受験番号を付した受験票を交付する。

イ 期間

2月9日（火）から2月19日（金）午後3時まで

※ 中学校の手続きが完了した後から高等学校の手続きが可能となる。

7 受験票

第一次募集の受験票（「Ⅲ 第一次募集」の「5 受験票」（10 頁））に同じ。

8 検査会場

第一次募集の検査会場（「Ⅲ 第一次募集」の「7 検査会場」（10 頁））に同じ。

9 学力検査及び面接

(1) 学力検査は、**3 月 3 日（水）**に全国募集実施高等学校において実施する。

(2) 学力検査を実施する教科は、国語、数学、社会、英語及び理科とする。

(3) 学力検査の日程は、次の表のとおりとする。

月 日 \ 時 間										
	8:30	9:05	9:55	10:15	11:05	11:25	12:15	13:00	13:50	14:10 15:00
3 月 3 日 (水)	受付確認 諸注意	[1] 国 語		[2] 数 学		[3] 社 会	昼 食 休 憩	[4] 英 語		[5] 理 科

(4) 学力検査を受ける際、分度器（分度器機能付きの定規を含む。）の使用や計算、翻訳、辞書、通信、録音等の機能を有する機器類（スマートフォン・スマートウォッチ等を含む。）の使用は認めない。その他、アラーム音を発するなど検査の公正を欠くおそれのある物も同様とする。指示に従わない場合は不正行為とみなす。

(5) 面接は**3 月 3 日（水）の学力検査終了後**に全国募集実施高等学校において実施する。

(6) 面接の実施時間等については全国募集実施高等学校で定め、受験票交付時に当該高等学校長から中学校長を通じて、出願者に通知する。

(7) 面接は、提出された志願理由書に基づいて複数の担当者と実施する。実施に当たっては、客観的かつ公平であるよう考慮すること。

10 追試験

追試験は、第一次募集に準ずる。

11 欠席者の登録

第一次募集の欠席者の登録（「Ⅲ 第一次募集」の「11 欠席者の登録」（13 頁））に同じ。

12 選抜

(1) 全国募集実施高等学校は、調査書、学力検査及び面接の結果等に基づいて総合的に審査し、選抜する。

(2) 全国募集実施高等学校長は、第一次募集及び連携型選抜による県内中学生の合格者の数が、あらかじめ定めた第一次募集及び連携型選抜による募集定員に満たない場合、当該募集定員から当該合格者の数を減じた人数を全国募集選抜の募集人数に加えて合格させることができる。

13 合否結果等の登録

第一次募集の合否結果等の登録（「Ⅲ 第一次募集」の「13 合否結果等の登録」（14 頁））に同じ。

14 合否結果の発表

第一次募集の合否結果の発表（「Ⅲ 第一次募集」の「14 合否結果の発表」（14 頁））に同じ。

15 実施状況等の報告

第一次募集の実施状況等の報告（「Ⅲ 第一次募集」の「15 実施状況等の報告」（15 頁））に同じ。

Ⅸ 通信制課程

第1 通信制課程の入学者選抜の実施

通信制高等学校（美田園高等学校）は一期入学者選抜及び二期入学者選抜を実施する。

第2 一期入学者選抜（令和9年春募集）

1 募集人数

一期入学者選抜の募集人数は、募集定員の90%とする。

2 出願資格

「Ⅰ 募集及び出願」の「2 出願資格」（5頁）による。ただし、第一次募集、連携型選抜、社会人特別選抜、及び全国募集選抜のいずれかに合格した者は出願することができない。

3 出願制限

- (1) 第一次募集に出願中の者は合否が確定するまで出願することができない。
- (2) 第二次募集との併願はできない。

4 出願手続

※ 出願手続を行う際には、美田園高等学校入学案内も併せて確認すること。

(1) 出願

ア 志願者の手続

(ア) 志願者は、ウェブ出願システムにより、出願情報の登録を行い、中学校長の確認を受ける。

出願情報	手続内容
基本情報	・ 出願先を除く氏名等の情報の登録 ・ 写真データの登録
出願先	・ 出願先の高校、課程、学科・コース等の登録

(イ) 志願者は、**志願理由書（通信制課程用）**を作成し、ウェブ出願システムに登録する。**志願理由書（通信制課程用）**は、美田園高等学校ウェブサイト又はウェブ出願システムよりダウンロードした様式を用いて作成する。

(ウ) 志願者は、ウェブ出願システムにより、入学者選抜手数料を納付する。

なお、一度納付した入学者選抜手数料は返還しない。

課程	入学者選抜手数料	納付方法
通信制課程	200円	次の①～④のいずれかにより納付すること ① クレジットカード決済 ② コード決済 ③ コンビニ決済 ④ ペイジー

(エ) 志願者は、関係書類送付用封筒を持参又は郵送により提出する。

イ 中学校の手續

(ア) 志願者の出願情報等の確認

中学校長は、志願者が登録した出願情報に誤りがないこと、**志願理由書（通信制課程用）**が添付されていること及び入学者選拔手数料が納付されていることを確認し、ウェブ出願システムにより、確認済みであることを登録する。この登録をもって高等学校への提出とする。

(イ) 調査書等の提出

中学校長は、ウェブ出願システムにより出願先高等学校長に調査書を提出する。調査書の記載内容等について特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、令和3年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書の提出をもって調査書に代えることができる。この場合も、ウェブ出願システムにより提出する。

(ウ) その他必要な書類等の提出

(イ)以外の必要な書類についても、ウェブ出願システムにより出願先高等学校長に提出する。

ウ 期間

3月9日（火）から3月17日（水）午前11時まで

対象	内容		提出方法等	登録期間
志願者	出願情報 登録	基本情報	ウェブ出願 システム	1月18日（月）～ 3月17日（水）午前11時 ※ 2月16日（火）午前11時～ 2月21日（日）は除く
		出願先	ウェブ出願 システム	3月9日（火）～ 3月17日（水）午前11時 ※ 中学校は志願者の手続きが完了した後 から、随時登録可能
	志願理由書登録			
	入学者選抜手数料納付			
中学校	出願情報等確認登録			
	調査書等提出			
志願者	関係書類送付用封筒		持参又は 郵送	3月9日（火）～ 3月17日（水）午前11時 ※ 持参する場合、3月12日（金） ～3月14日（日）は除く ※ 郵送する場合であっても、3月 17日（水）午前11時までに必着

(2) 高等学校の事務処理

ア 高等学校の手續

(ア) 出願情報等の受理

高等学校長は、出願情報等の提出を受けた場合において、記載内容について適正であると認めたときは、これを受理する。

(イ) 受験票の交付

出願情報等を受理した高等学校においては、ウェブ出願システムにより、受験番号を付した受験票を交付する。

イ 期間

3月9日（火）から3月17日（水）午後5時まで

※ 中学校の手續が完了した後から高等学校の手續が可能となる。

5 受験票

出願者は、**受験票の交付後**に、ウェブ出願システムにより印刷する。

6 県外からの出願

県外からの出願については、「Ⅶ 県外からの出願」（26 頁）による。

7 面接

(1) 実施日時

3月18日（木）、3月19日（金）、3月23日（火）の3日間のうち、高等学校長が指定した日時で行うこととし、出願後、受験票により高等学校長から出願者に通知する。

(2) 実施に当たっての留意事項

ア 面接の内容及び時間については、適切なものとなるよう考慮すること。

イ 面接は、複数の担当者で実施し、実施に当たっては、客観的かつ公平であるよう考慮すること。

8 選抜

選抜は、書類及び面接の結果に基づく総合的な審査により行う。

9 合否結果等の登録

高等学校長は、**合格者の決定後直ちに**、合否結果等を、ウェブ出願システムに登録する。

10 合否結果の発表

合否結果の発表は、**3月25日（木）午後3時**にウェブ出願システムにおいて行う。

高等学校長は、選抜の結果を、中学校長に対しては**結果通知書（様式G）**で、合格者に対しては**合格通知書（様式H）**で、ウェブ出願システムにより通知する。

11 合格者数等の報告

高等学校長は、合格者数等を**3月29日（月）**までに県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に報告する。報告の方法については、別に通知する。

第3 二期入学者選抜（令和9年秋募集）

1 募集人数

二期入学者選抜の募集人数は、募集定員の10%とする。

なお、「IX 通信制課程」の「第2 一期入学者選抜（令和9年春募集）」による入学者が一期入学者選抜の募集人数に満たない場合には、一期入学者選抜の募集人数から一期入学者選抜の合格者数を減じた数を二期入学者選抜の募集人数に加えることができる。

2 出願資格

「I 募集及び出願」の「2 出願資格」（5頁）による。

3 出願手続

(1) 出願

ア 志願者の手続

(ア) 志願者は、ウェブ出願システムにより、出願情報の登録を行い、中学校長の確認を受ける。

出願情報	手続内容
基本情報	・ 出願先を除く氏名等の情報の登録 ・ 写真データの登録
出願先	・ 出願先の高校、課程、学科・コース等の登録

(イ) 志願者は、**志願理由書（通信制課程用）**を作成し、ウェブ出願システムに登録する。

志願理由書（通信制課程用）は、美田園高等学校ウェブサイト又はウェブ出願システムよりダウンロードした様式を用いて作成する。

(ウ) 志願者は、ウェブ出願システムにより、入学者選抜手数料を納付する。

なお、一度納付した入学者選抜手数料は返還しない。

課程	入学者選抜手数料	納付方法
通信制課程	200円	次の①～④のいずれかにより納付すること ① クレジットカード決済 ② コード決済 ③ コンビニ決済 ④ ペイジー

(エ) 志願者は、関係書類送付用封筒を持参又は郵送により提出する。

イ 中学校の手続

(ア) 志願者の出願情報等の確認

中学校長は、志願者が登録した出願情報に誤りがないこと、**志願理由書（通信制課程用）**が添付されていること及び入学者選抜手数料が納付されていることを確認し、ウェブ出願システムにより、確認済みであることを登録する。この登録をもって高等学校への提出とする。

(イ) 調査書等の提出

中学校長は、ウェブ出願システムにより出願先高等学校長に調査書を提出する。調査書の記載内容等について特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

なお、令和4年3月末日までに中学校を卒業した者については、卒業証明書の提出をもって調査書に代えることができる。この場合も、ウェブ出願システムにより提出する。

(ウ) その他必要な書類等の提出

(イ)以外の必要な書類についても、ウェブ出願システムにより出願先高等学校長に提出する。

ウ 期間

令和9年9月2日（木）から9月9日（木）午前11時まで

対象	名称		提出方法等	登録期間
志願者	出願情報 登録	基本情報	ウェブ出願 システム	令和9年9月2日（木）～ 9月9日（木）午前11時 ※ 中学校は志願者の手続きが完了した後から、随時登録可能
		出願先		
	入学者選抜手数料納付			
	志願理由書登録			
中学校	出願情報等確認登録			
	調査書等提出			
志願者	関係書類送付用封筒		持参又は 郵送	令和9年9月2日（木）～ 9月9日（木）午前11時 ※ 持参する場合、9月3日（金）～ 9月5日（日）は除く ※ 郵送する場合であっても9月9日 （木）午前11時までに必着

(2) 高等学校の事務処理

ア 高等学校の手続

(ア) 出願情報等の受理

高等学校長は、出願情報等の提出を受けた場合において、記載内容について適正であると認めたときは、これを受理する。

(イ) 受験票の交付

出願情報等を受理した高等学校においては、ウェブ出願システムにより、受験番号を付した受験票を交付する。

イ 期間

令和9年9月2日（木）から9月9日（木）午後5時まで

※ 中学校の手続きが完了した後から高等学校の手続きが可能となる。

4 受験票

出願者は、**受験票の交付後**に、ウェブ出願システムにより印刷する。

5 面接

(1) 実施日時

令和9年9月14日（火）、9月15日（水）の2日間のうち、高等学校長が指定した日時で行うこととし、出願後、受験票により、高等学校長から出願者に通知する。

(2) 実施に当たっての留意事項

ア 面接の内容及び時間については、適切なものとなるよう考慮すること。

イ 面接は、複数の担当者で実施し、実施に当たっては、客観的かつ公平であるよう考慮すること。

6 選抜

選抜は、書類及び面接の結果に基づく総合的な審査により行う。

7 合否結果等の登録

高等学校長は、**合格者の決定後直ちに**、合否結果等を、ウェブ出願システムに登録する。

8 合否結果の発表

合否結果の発表は、**9月16日（木）午後3時**にウェブ出願システムにおいて行う。

高等学校長は、選抜の結果を、中学校長に対しては**結果通知書（様式G）**で、合格者に対しては**合格通知書（様式H）**で、ウェブ出願システムにより通知する。

9 合格者数等の報告

高等学校長は、合格者数等を**9月24日（金）**までに県教育長（高校教育課教育指導第二班宛て）に報告する。報告の方法については、別に通知する。

X その他

1 学力検査及び面接等の実施上、配慮を要する者の取扱い

- (1) 中学校長は、身体上のこと等で特に配慮を要する者及び海外帰国者等で配慮を要する者の学力検査及び面接等については、事前に志願する高等学校長と電話等で連絡・調整の上、令和 8 年 12 月以降のできるだけ早い時期に、高等学校長にウェブ出願システムを通じて、**受験上の配慮申請書（様式 P）**により申請する。
- (2) **受験上の配慮申請書（様式 P）**を受理した高等学校においては、所属教育委員会教育長と事前に協議の上、配慮することが妥当であることを認めた場合、配慮の内容を当該中学校長にウェブ出願システムを通じて、**受験上の配慮通知（様式 Q）**により通知する。
- (3) 海外帰国者等で配慮を要する者については、「6 海外帰国者等の取扱いに関する留意事項」（40 頁）による。

2 進路指導と助言

- (1) 専門学科において、当該学科の教育課程を履修することが身体上のことで極めて困難と認められる場合は、入学を許可しないことがある。
- (2) 中学校長は、身体上のこと等で志望学科又は卒業後の進路について相談する必要がある生徒について、あらかじめ関係高等学校長の助言を得るなど適切な進路指導を行う。
- (3) 高等学校長は、身体上のこと等で志望学科又は卒業後の進路について、中学校長から相談を受けた場合は、必要な助言を行う。

3 不正行為の扱い

不正行為を行った者については、選抜の対象から除かれる場合がある。

4 合格した生徒の生徒指導要録抄本等の送付

中学校長は、入学者選抜で合格した生徒の指導要録抄本又は原本の写し、児童生徒健康診断票（一般）及び児童生徒健康診断票（歯・口腔）等を当該高等学校長に **3 月 26 日（金）**までに親展扱いにて持参又は簡易書留で送付すること。ただし、通信制課程に関する選抜で合格した生徒については、**合格が確認でき次第直ちに**送付すること。

なお、令和 3 年 3 月末日までに中学校を卒業した者については、児童生徒健康診断票の送付は不要とする。

5 入学者選抜に係る検査の得点の開示

検査の得点の開示は、ウェブ出願システムで実施する。開示の方法及び期間等については別に通知する。

6 海外帰国者等の取扱いに関する留意事項

海外帰国者等の選抜については弾力的に対応するため、次の諸点に留意して事務処理に当たること。

(1) 「海外帰国者等」とは、次の者をいう。

ア 海外帰国者

出願時において、海外滞在が1年以上で、帰国後3年未満の者

イ 中国残留孤児の子

ウ 日本在留外国人の子

「家族滞在」等の在留資格で県内に居住又は居住予定の者

(2) 「弾力的に対応する」とは、次のような配慮をすることであり、高等学校長はこれらを必要に応じて行うことができる。

ア 学力検査及び面接等の実施の参考とするため、事前に面接、作文等を行い、日本語の能力をみること。

イ アの結果などにより、学力検査において、教科数を減じたり、個々の日本語の能力に応じて実施時間を延長したりすること。

ウ その他選抜において、特に必要なことについて配慮すること。

(3) 出願資格及び出願手続等について疑義がある場合、県立高等学校にあっては県教育庁高校教育課教育指導第二班、仙台市立高等学校にあっては仙台市教育局学校教育推進部高校教育課、石巻市立高等学校にあっては石巻市教育委員会学校教育課に照会すること。

7 特別な事情を有する生徒の副申書に関する取扱い

中学校長は、心理的なこと、情緒的なこと、身体的なことなど特別な事情を有する生徒について副申書を添付するときは、進学後の参考となる事柄について記載する。

高等学校長は、副申書の記載内容について特に配慮することができる。

出願書類等

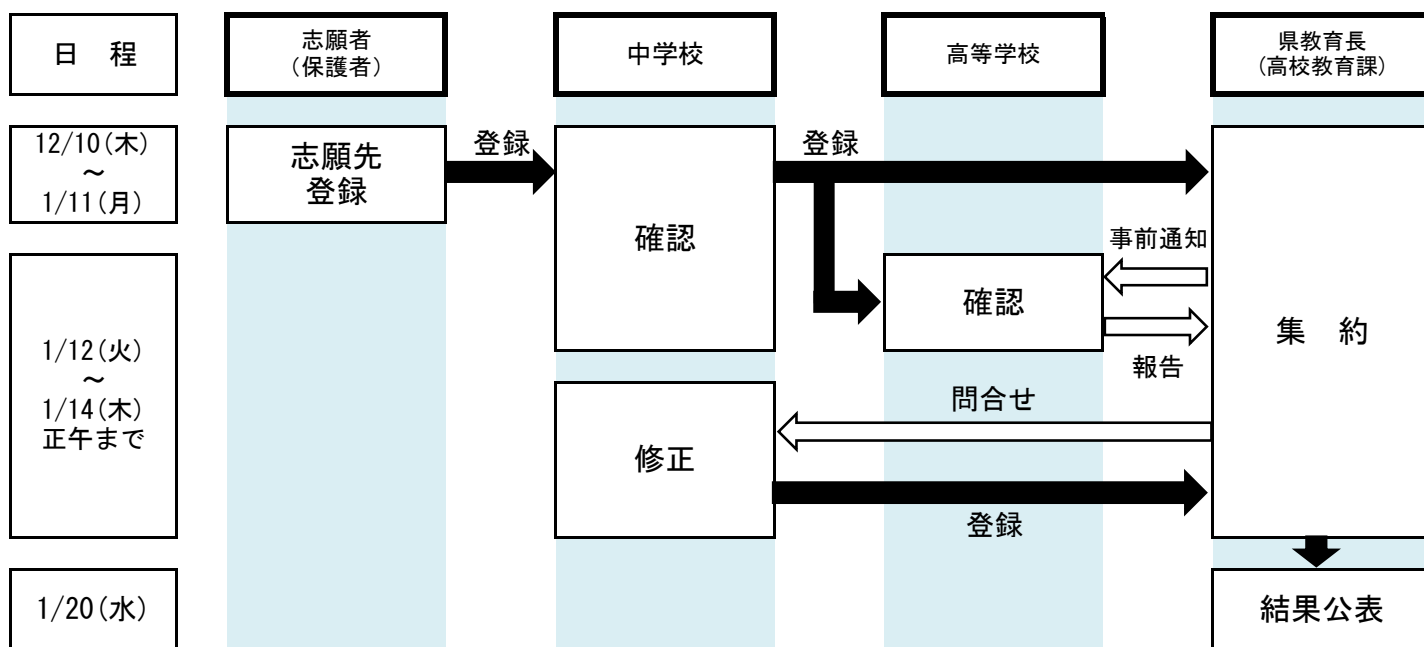
	書類等	第一次募集	第二次募集	連携型選抜	社会人特別	全国募集選抜	通信制課程	備 考
志願者	出願情報及び写真	○	○	○	○	○	○	ウェブ出願システムに登録
	社会人特別選抜推薦書	—	—	—	○	—	—	社会人特別選抜志願者の所属長等が作成し、志願者が持参又は郵送
	志願理由書 (ideal 選抜用)	※	—	—	—	—	—	ideal 選抜用の様式により作成し、ウェブ出願システムに登録 ※広瀬 ideal 高等学校に出願する場合のみ
	志願理由書 (全国募集選抜用)	—	—	—	—	○	—	全国募集選抜用の様式により作成し、ウェブ出願システムに登録
	志願理由書 (通信制課程用)	—	—	—	—	—	○	通信制課程用の様式により作成し、ウェブ出願システムに登録
中学校長	調査書	○	○	○	○	○	○	ウェブ出願システムに登録

◆入学者選抜事務説明会

対象：中学校の進路指導担当者及び高等学校の入学者選抜事務担当者

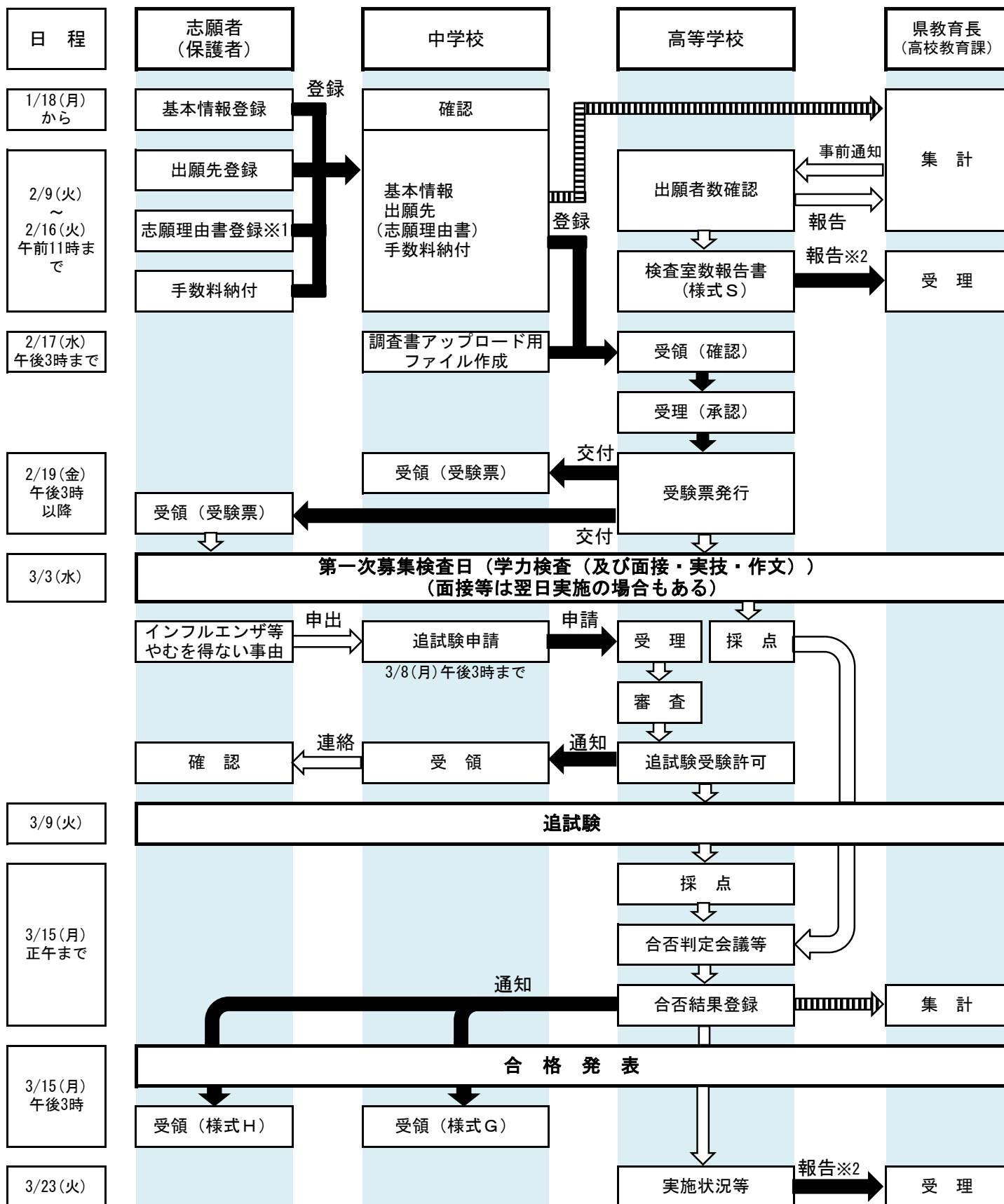
地区	要項等説明の対象となる学校		開催日	会場
	中学校（管内）	高等学校（地区）		
中部北	仙台市教育委員会 仙台教育事務所	仙台北 塩釜 黒川	9月25日（金）	宮城大学
中部南	仙台市教育委員会 仙台教育事務所 県立中学校	仙台南 亘理名取	9月25日（金）	
登米・ 気仙沼	東部教育事務所 （登米市立中学校） 気仙沼教育事務所	登米 本吉	9月29日（火）	登米合同庁舎
南部	大河原教育事務所	刈田柴田 伊具	9月30日（水）	大河原合同庁舎
北部	北部教育事務所 県立中学校	大崎 遠田 栗原	10月 1日（木）	大崎合同庁舎
東部	石巻市教育委員会 東部教育事務所 （登米市立中学校を除く）	石巻	10月 2日（金）	こもれびの降る丘 遊楽館

◆出願希望調査の流れ



ウェブ出願システム ウェブ出願システム外

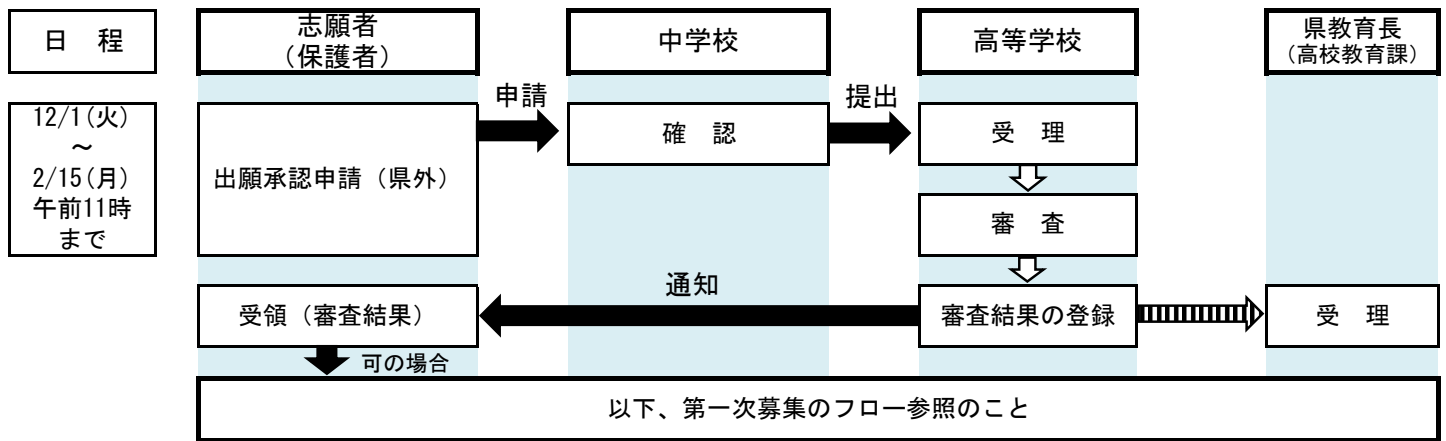
◆第一次募集の流れ（連携型選抜含む）



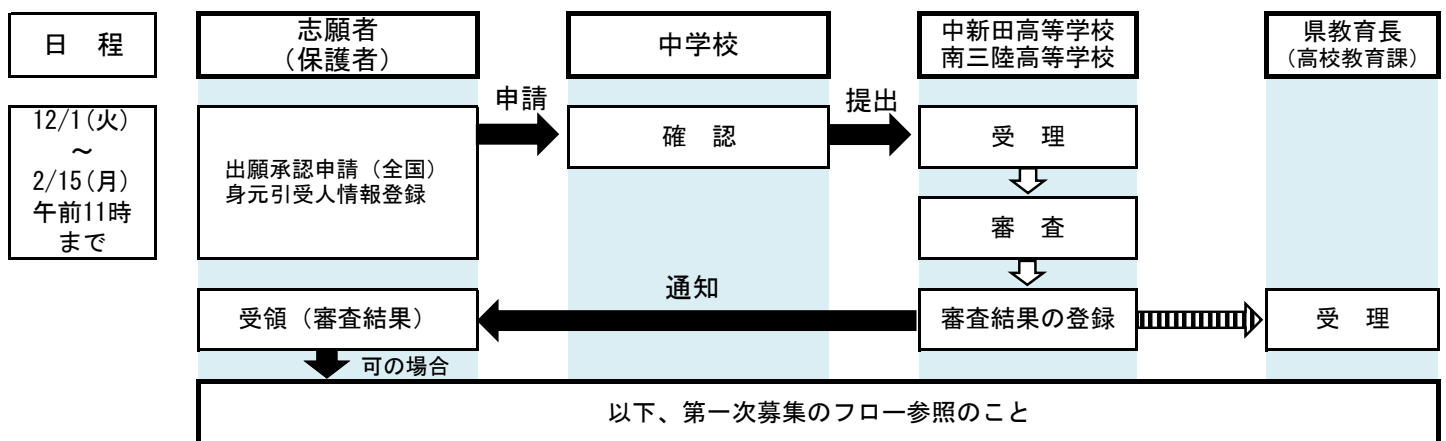
※1 志願理由書登録は広瀬ideal高等学校及び全国募集選抜に出願する場合のみ必要。

※2 ウェブ出願システムの送受信機能による報告。別紙様式を要する場合あり。

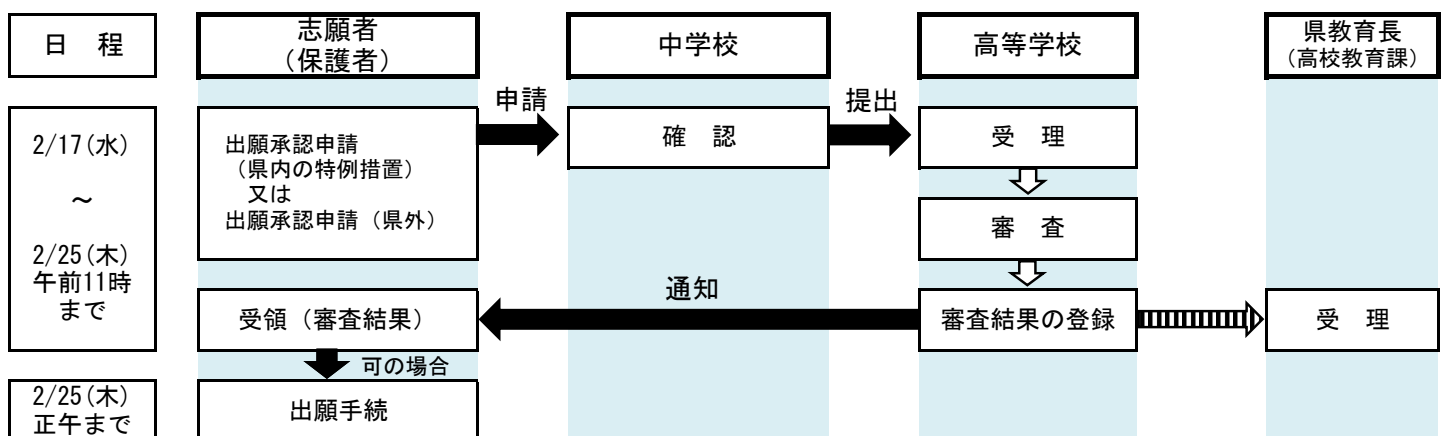
◆県外からの出願の流れ

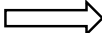


◆全国募集選抜の出願の流れ

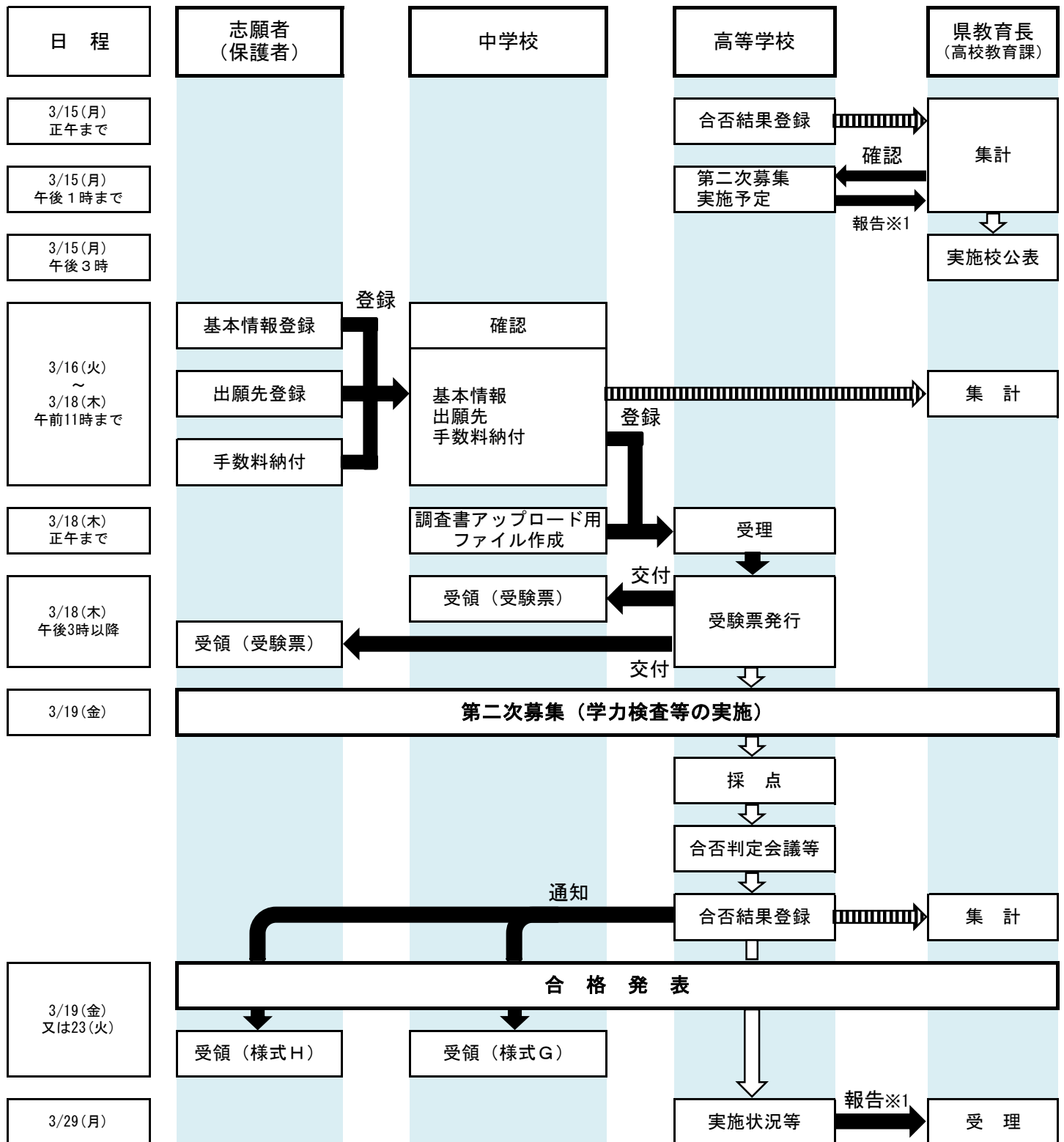


◆特例措置の流れ (第一次募集)



 ウェブ出願システム
  ウェブ出願システム (データ取出)
  ウェブ出願システム外

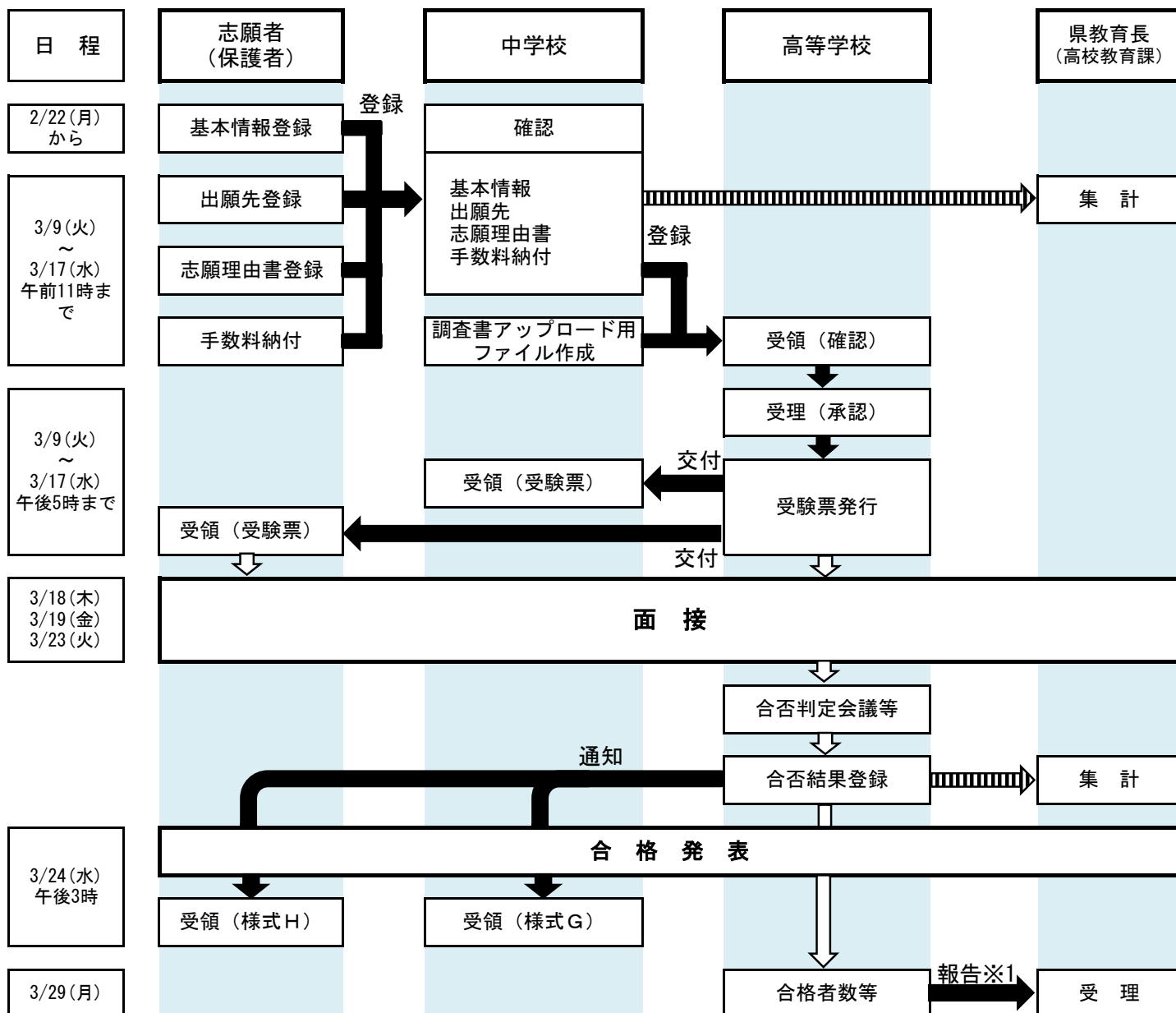
◆第二次募集の流れ

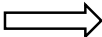


➡ ウェブ出願システム
 ㊦ ウェブ出願システム(データ取出)
 ➡ ウェブ出願システム外

※1 ウェブ出願システムの送受信機能による報告。別紙様式を要する場合あり。

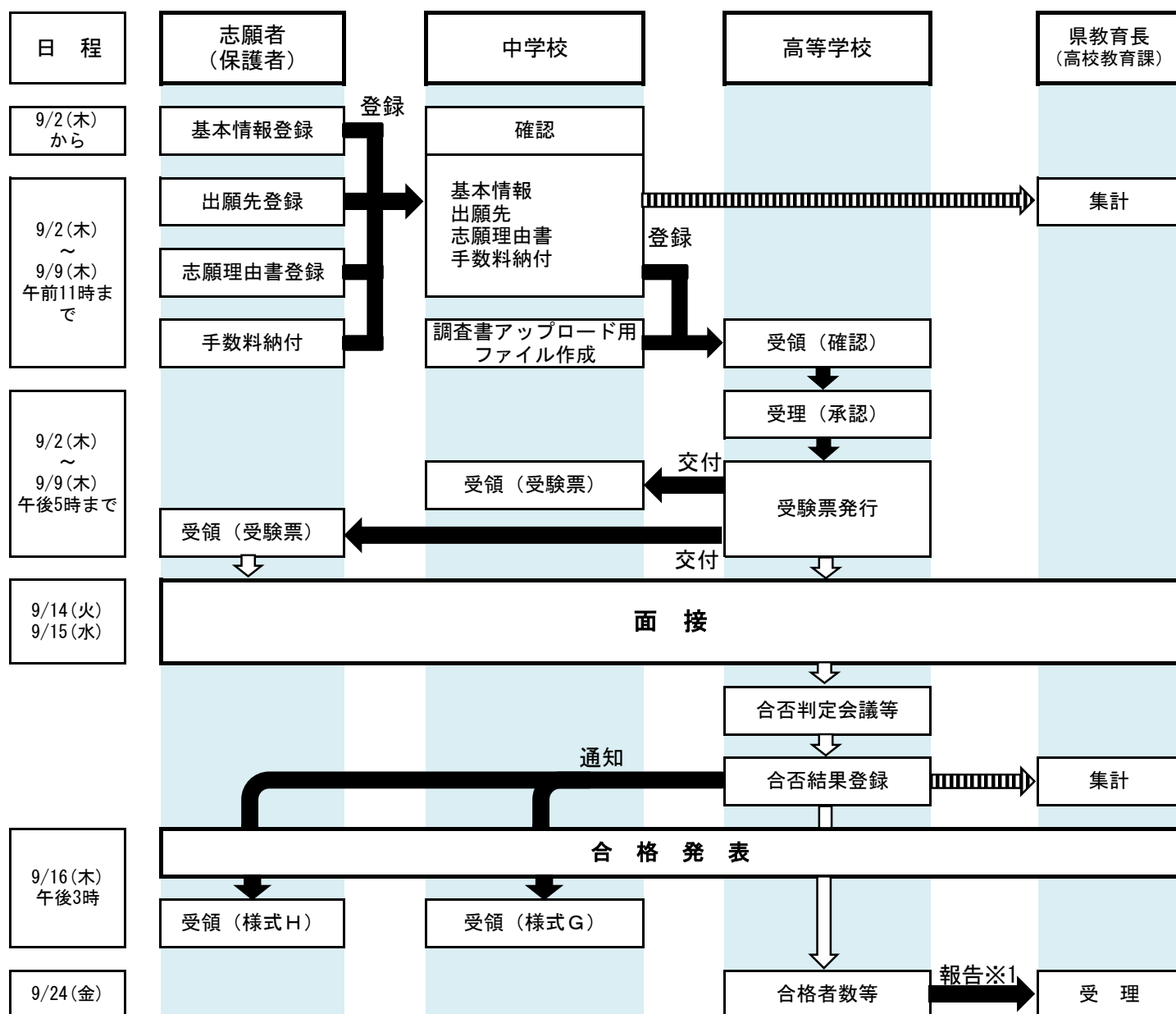
◆通信制課程（一期入学者選抜）の流れ

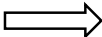


 ウェブ出願システム
  ウェブ出願システム（データ取出）
  ウェブ出願システム外

※1 ウェブ出願システムの送受信機能による報告。別紙様式を要する場合あり。

◆通信制課程（二期入学者選抜）の流れ



 ウェブ出願システム
  ウェブ出願システム（データ取出）
  ウェブ出願システム外

※1 ウェブ出願システムの送受信機能による報告。別紙様式を要する場合あり。

地区処理委員会

- 1 公立高等学校入学者選抜に係る事務を円滑に処理するため、地区処理委員会を下記の表のとおり設置する。
- 2 地区処理委員会は、次の事項を処理する。
 - (1) 県教育庁、各高等学校及び各中学校との連絡
 - (2) 学力検査問題等の受領、保管及び配付
 - (3) その他選抜事務に関する必要な事項
- 3 地区処理委員会は、各地区内の公立高等学校長をもって構成する。
- 4 地区処理委員会の事務局を、下表のとおり、各地区の高等学校に置く。
- 5 地区処理委員会の委員長は、事務局所在の高等学校長とする。

地 区 処 理 委 員 会		事務局校
刈田柴田地区	白石、白石工業、村田、大河原産業、柴田	白石 5
伊具地区	角田、伊具	角田 2
亘理名取地区	名取、名取北、亘理、農業	名取 4
仙台南地区	仙台一、仙台二華、仙台三桜、仙台向山、仙台南、仙台西、 仙台東、工業、第二工業、仙台工業※、仙台大志※	仙台一 1 1
仙台北地区	仙台二、仙台三、宮城一、広瀬 ideal、泉、泉松陵、泉館山、 宮城野、仙台※、仙台商業※	宮城一 1 0
塩釜地区	塩釜、多賀城、松島、利府、貞山	塩釜 5
黒川地区	黒川、富谷	黒川 2
大崎地区	古川、古川黎明、岩出山、中新田、加美農業、 古川工業、大崎創成	古川 7
遠田地区	涌谷、小牛田農林、田尻さくら	涌谷 3
登米地区	佐沼、登米、登米総合産業	佐沼 3
栗原地区	築館、岩ヶ崎、迫桜	築館 3
石巻地区	石巻、石巻好文館、石巻西、石巻北、水産、石巻工業、 石巻商業、東松島、桜坂※	石巻 9
本吉地区	気仙沼、南三陸、本吉響、気仙沼向洋	気仙沼 4

※は市立高等学校

様式等一覧

ページ	様式等の名称	関連事項	本文 ページ	報告者又は 送付者	最終報告先 又は送付先
50	出願情報	出願手続(出願)	8,17,20,22, 29,33,36	志願者	高等学校長
51	調査書	〃 (中学校作成書類の提出)	9,17,20,23, 30,34,36	中学校長	高等学校長
53	志願理由書(ideal選抜用)	〃 (idealスクールにおける選抜)	9	志願者	高等学校長
54	志願理由書(全国募集選抜用)	〃 (全国募集選抜)	29	志願者	高等学校長
55	志願理由書(通信制課程用)	〃 (通信制課程)	33,36	志願者	高等学校長
56	社会人特別選抜推薦書(様式J)	〃 (社会人特別選抜)	23	所属長等	高等学校長
57	出願承認申請	〃 (県内の特例措置)(県外からの出願)(全国募集選抜) (東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置)	15,26,28,70	志願者	高等学校長
58	受験上の配慮申請書(様式P)	〃 (受験上の配慮申請)	39	中学校長	高等学校長
60	受験上の配慮通知(様式Q)	〃 (受験上の配慮通知)	39	高等学校長	中学校長
61	追試験申請書(様式T-1)	〃 (追試験受験申請)	12,20,24,31	中学校長	高等学校長
62	追試験受験許可証(様式T-2)	〃 (追試験受験許可)	12,20,24,31	高等学校長	中学校長
63	受験票	〃	10,18,2024, 31,35,38	高等学校長	志願者
64	結果通知書(様式G)	結果通知	14,19,21,25, 32,35,38	高等学校長	中学校長
65	合格通知書(様式H)	〃	14,19,21,25, 32,35,38	高等学校長	合格者

要項に掲載されていない様式等については後日通知する。

凡 例

様式の中で使う略称とその意味については以下のとおりである。

県外	県外からの出願を承認された者が出願することをいう。
全国	全国募集選抜に出願することをいう。
海外	海外帰国者等が出願することをいう。
過卒	過年度卒業生が出願することをいう。
県境	県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定により出願することをいう。
特支	特別支援学級在籍者が出願することをいう。
社会人	社会人特別選抜に出願することをいう。
連携	連携型選抜に出願することをいう。
区域外	東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置により出願することをいう。

様式等記入の一般的注意

- 1 貞山高等学校については、コースの欄に昼間部・夜間部の別を記入する。
- 2 東松島高等学校については、コースの欄にⅠ部・Ⅱ部・Ⅲ部の別を記入する。
- 3 田尻さくら高等学校については、コースの欄にⅠ部・Ⅱ部の別を記入する。
- 4 仙台大志高等学校については、コースの欄にⅠ部・Ⅱ部の別を記入する。

出願情報の登録について

I 出願情報の登録について

- 1 志願者は、ウェブ出願システムにより、出願情報の登録を行う。
- 2 中学校長は、ウェブ出願システムにより、志願者が登録した出願情報に誤りがないことを確認し、確認済みであることを登録する。

II 出願情報として登録する内容

- 1 志願者氏名
- 2 志願者ふりがな
- 3 生年月日
- 4 在学（出身）中学校
- 5 卒業年月
- 6 現住所
- 7 保護者氏名
- 8 保護者ふりがな
- 9 電話番号 ※緊急時の連絡先を登録する。
- 10 保護者現住所 ※志願者と異なる場合に登録する。
- 11 出願先高等学校・学科・コース・部
- 12 第2志望の学科・コース ※第2志望を認めている学科・コースで登録可。

（注意） 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年9月1日施行）及び地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和6年12月24日閣議決定）に基づき、出願情報の登録は、ウェブ出願システムに登録可能な文字（JIS 第1水準、第2水準）を用いる。

調 査 書 作 成 上 の 留 意 事 項

中学校長は、正確公正を期して調査書を作成するため、校内に調査書等作成委員会を設置すること。

調査書の作成に当たっては、所定の生徒指導要録等に基づいて、生徒に関する客観的な資料となるよう十分留意すること。

※ 令和９年度の入学選抜においては、文部科学省「高等学校入学選抜等における配慮事項等について（８文科初第 882 号令和 8 年 6 月 30 日）」に基づき、対応するものとする。

I 記入上の全般的注意

- 1 調査書の作成に当たっては、ウェブ出願システムから取得する登録用データを用いて行う。
- 2 令和 9 年 3 月卒業見込みの者の調査書には、令和 9 年 1 月 31 日までの事項を記入する。
なお、調査書の発行日は、令和 9 年 2 月 1 日以降（2 月 1 日を含む）の日付とすること。
- 3 数字は、すべて算用数字を用いる。
- 4 調査書には、氏名、ふりがな、生年月日、卒業（見込）年月、学校名、校長氏名、記載責任者氏名を記入する。

※ 中等教育学校前期課程においては、卒業（見込）年月を「修了見込」又は「修了」として記入する。

- 5 作成した調査書は、必ず一覧表等を印刷した上で生徒指導要録等の原本と相違ないかを複数の担当者で照合、確認すること。ただし、氏名については JIS 第 1 水準、第 2 水準の漢字に置き換えて記入してもよい。

II 各項目記入上の注意

- 1 各教科の学習の記録
1 年から 3 年までの評定を生徒指導要録等に基づき **5 段階**で記入する。
- 2 総合的な学習の時間の記録
学習活動及び学習評価の観点の中で顕著な事項や成長の様子を生徒指導要録等に基づき総合的に記入する。
- 3 行動の記録
第 3 学年について記入する。項目ごとにその趣旨に照らして「十分満足できる状況であると判断される場合」に、○印を記入する。
- 4 特別活動等の記録
特別活動等における生徒の活動状況について、次の（１）～（４）に該当する事項を適宜番号で示し、事実及び所見を記入する。
（１）学級活動 （２）生徒会活動 （３）学校行事 （４）その他
- 5 スポーツ活動、文化活動、社会活動、ボランティア活動等の記録
上記各分野のいずれかにおいて、次の（１）～（４）に該当する場合は、適宜番号を示し、その内容を具体的に記述する。

(1) スポーツ活動

校内外の活動において、特に優れた体育的能力を有する者（これまでの中学校体育連盟等の運動競技会において、県大会以上の大会で優秀な成績をおさめる等）

(2) 文化活動

校内外の活動において、特に優れた文化的能力を有する者（これまでの芸術作品展示会や発表会等の文化的活動において、県大会以上の大会で優秀な成績をおさめる等）

(3) 社会活動

中学校の特別活動などにおいて、継続的に活躍するなど、特に優れたリーダー性を有する者

(4) ボランティア活動

校内外において1年以上の長期間にわたり奉仕的活動に携わり、その活動が特に顕著であると認められる者

6 特記事項

次の項目で該当する事項があれば、適宜番号を示して記入する。

(1) 配慮申請書、副申書及び評定に代わる学習の記録を記載した別紙等の有無に関する事

(2) 就学中の転・編入学に関する事

(3) 各教科の学習状況に関する事

(4) 行動の記録に関する事

(5) 健康状態に関する事

(6) 進路に関する事

(7) 過年度卒業生が卒業した中学校の統廃合に関する事

(8) その他

7 県外からの出願者、全国募集選抜の出願者、海外帰国者等の出願者、過年度卒業生の出願者、岩手・福島の間境隣接協定に基づく出願者、特別支援学級からの出願者、社会人特別選抜の出願者、連携型選抜出願者及び東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置による出願者については、それぞれ県外、全国、海外、過卒、間境、特支、社会人、連携及び区域外を登録する。例えば、県外からの過年度卒業生が出願する場合は、県外及び過卒を登録する。

※ ウェブ出願システムにおける出願手続を行うことで、自動的に登録される場合もある。

Ⅲ その他

1 記載内容等について特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

2 令和3年3月末日までに中学校を卒業した者については、生徒指導要録の「学籍に関する記録」に相当する内容のみ記入する。

なお、卒業証明書をもって調査書に代えることができる。

志願理由書 (ideal 選抜用)

受験番号		※1	
志 願 理 由 書 (ideal選抜用)			
中学校名	立 中学校		
卒業(見込)年月 ※2	令和 年 月 卒業見込 / 卒業		
ふりがな			
志願者氏名			

志願先高等学校名	広瀬ideal 高等学校	学科	普 通 科
----------	--------------	----	-------

1 自分自身について ※3

次の①、②の中からひとつを選び、そのことについて記入しましょう。

選んだ番号は、右の□枠の中に書いてください。

①あなたが得意なこと
②あなたがとても興味を持っていること

選んだ番号

2 志望動機について ※3

この学校のどのような点に最も魅力を感じて、この学校で学びたいと思ったのか、あなたの考えを記入しましょう。

3 入学後の生活について ※3 この学校に入学したら、日々どのような高校生活を送りたいか、あなたの考えを記入しましょう。	
4 その他 ※3 本校は「自分開花」をスクール・コンセプトとしています。 そのことを踏まえて、この学校を卒業するときどのような「自分」になりたいか、あなたの考えを記入しましょう。	

<記入上の留意事項>

※1 「受験番号」の欄には何も記入しないこと。

※2 卒業（見込）年月の元号が「令和」以外の場合は、「令和」を削除して適切な元号を記入すること。

手書きの場合は、二重線で消し、適切な元号を記入すること。

「卒業見込／卒業」のうち、該当しないものを削除すること。手書きの場合は、該当するものを○で囲むこと。

※3 1～4の入力欄は、それぞれ7行以内で記入すること。また、文字を入力する際には、フォント及びフォントサイズ（13ポイント）を変更しないこと。

- 志願理由書は高校教育課ウェブサイト又はウェブ出願システムから入手する。
- 以下の内容について、記入する。
 - 1 自分自身について
 - 2 志望動機について
 - 3 入学後の生活について
 - 4 その他
- 記入した志願理由書を PDF 化し、ウェブ出願システムに登録する。ただし、ウェブ出願システムに登録するデータは、記入した内容が鮮明に見えるものであること。

志 願 理 由 書（全国募集選抜用）

中学校名	立 中学校
卒業（見込）年月 ※2	令和 年 月 卒業見込 / 卒業
ふりがな	
志願者氏名	

志願先高等学校名	高等学校	学科	科
1 志望する理由を書きなさい。 ※3			
2 高校入学後の抱負を書きなさい。 ※3			
3 高校を卒業後、どのような進路に進み、どのような社会人になりたいのかを書きなさい。 ※3			

※1 何も記入しないこと。

※2 卒業（見込）年月の元号が「令和」以外の場合は、「令和」を削除して適切な元号を記入すること。手書きの場合は、二重線で消し、適切な元号を記入すること。
「卒業見込／卒業」のうち、該当しないものを削除すること。手書きの場合は、該当するものを○で囲むこと。

※3 文字を入力する際には、フォントサイズ（14ポイント）を変更しないこと。

志 願 理 由 書（通信制課程用）

[illegible]

- 1 美田園高等学校ウェブサイト又はウェブ出願システムから入手し、印刷する。
- 2 印刷した志願理由書に記入（手書き）する。記入は鉛筆書きでも構わない。
- 3 記入した志願理由書を PDF 化（又はスマートフォン等で撮影）し、ウェブ出願システムに登録する。
ただし、ウェブ出願システムに登録するデータ（PDF 又は JPEG）は、記入した内容が鮮明に見えるものであること。

社会人特別選抜 推薦書

令和 年 月 日

〇〇 高等学校長 殿

〇〇株式会社

代表取締役社長 氏 名 印

令和9年3月末で本社勤務満〇年〇月となる見込みの社員〇〇〇〇〇は、下記の「推薦理由」により、貴校 科（ 部）への入学が適当と認められるので推薦いたします。

記

推 薦 理 由

〈注〉 推薦理由は、22 頁の「2 出願資格」(2)を参照すること。

出願承認の申請について

I 出願承認の申請について

- 1 県内の特例措置による出願、県外からの出願、全国募集選抜への出願及び東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置による出願を行う志願者は、ウェブ出願システムにより、出願承認の申請を行う。
- 2 中学校長は、ウェブ出願システムにより、志願者が登録した内容に誤りがないことを確認し、確認済みであることを登録する。

II 出願承認の申請を行う際に登録する内容

- 1 志願者氏名
- 2 志願者ふりがな
- 3 現住所
- 4 生年月日
- 5 年齢
- 6 在学（出身）中学校
- 7 在学（出身）中学校 電話番号
- 8 卒業見込（卒業）年月
- 9 保護者氏名
- 10 保護者現住所 ※1
- 11 転居先住所
- 12 理由
- 13 変更後の出願先 ※2
- 14 身元引受人報告 ※3
- 15 住民票の住所 ※4
- 16 平成23年3月11日現在の住所（避難前の住所） ※4

※1 志願者と異なる場合に登録する。

※2 県内の特例措置による出願の場合に登録する。

※3 全国募集選抜への出願の場合に登録する。

※4 東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置による出願の場合に登録する

（注意） 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年9月1日施行）及び地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和6年12月24日閣議決定）に基づき、出願情報の登録は、ウェブ出願システムに登録可能な文字（JIS第1水準、第2水準）を用いる。

(様式P)

受験上の配慮申請書

令和 年 月 日

〇〇高等学校長 殿

〇〇中学校長 氏 名
(公印省略)

下記のとおり、学力検査・面接等の受験上の配慮をお願いします。

記

氏 名 ふりがな		性別	男・女	生年月日	昭和 平成	年 月 日生
志 望 学 科 等	課 程	科 (コース 校・キャンパス)	受験番号	※1		
在 学 (出 身) 中 学 校		卒業見込 (卒業) の年月	昭和 平成 令和	年 月	卒業見込 卒 業	
配慮が必要な理由	☐ 海外帰国者等 ☐ その他 () ※2					
	(詳細な内容) ※3					
※4 配 慮 の 希 望 事 項	施設面	☐ 座席の変更 () ☐ 別室での受験 () ☐ 病院での受験 () ☐ その他 ()				
	検査方法	☐ 拡大文字での検査 () ☐ 英語の放送による検査における直接検査 () ☐ 検査時間の延長 () ☐ 検査科目の免除 () ☐ その他 ()				
	その他	☐ 特別な器具等の持込及び使用 () ☐ 薬の服用 () ☐ その他 ()				

〈注1〉 ※1には、何も記入しないこと。

〈注2〉 ※2には、該当する項目の□にレ点を記し、「その他」に該当する場合は、（ ）内に内容を簡潔に記入すること。

〈注3〉 ※3には、具体的な内容を記入すること。

〈注4〉 ※4には、配慮の希望事項について記入すること。

(1) 該当する項目の□にレ点を記し、（ ）内には、具体的な内容を記入すること。不要な項目は削除しても構わない。

(2) 施設面については、検査会場における検査室、座席等の希望を記入すること。

(3) 検査方法については、拡大文字での検査、英語の放送による検査における直接検査、検査時間の延長等の希望を記入すること。

(4) その他については、特別な器具等の持込や薬の服用など、上記(2)、(3)以外の配慮を希望する場合に記入すること。

(5) 「配慮の希望事項」の欄は、受験上の配慮に関する記入欄であり、選抜に関する配慮等については、記入しないこと。

〈注5〉 中学校長は、配慮申請の妥当性を示す資料（診断書、中学校での生活の様子や配慮した内容等を記載した副申書など）を添付して、志願先高等学校長に提出すること。

(様式Q)

受験上の配慮通知

令和 年 月 日

〇〇中学校長 殿

〇〇高等学校長 氏 名
(公印省略)

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについては、下記のとおりです。

記

志 願 者 氏 名		受験番号	
志 望 学 科 等			
配慮事項について			

※ 氏名にJIS漢字コードの第1、第2水準以外の文字を使用している場合、JIS漢字コードの第1、第2水準の漢字に置き換えていることがあります。

(様式 T-1)

追 試 験 申 請 書

令和 年 月 日

高等学校長 殿

中学校

校長

(公 印 省 略)

第一次募集を欠席した下記の者について、追試験の受験を申請します。

記

受験番号		受験者氏名	
欠席した 検査	1 学力検査	2 面接・実技・作文	(該当するものに○を付けてください)
事 由	ア インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症の罹患 イ その他やむを得ない事由 (該当するものに○を付けてください)		
	具体的事由		

- ※ 事由アの場合、診断書等を添付すること。
- ※ 事由イの場合、中学校長が欠席の事由を具体的に記載すること。
- ※ 事由イは、風邪、月経随伴症、忌引き、自然災害、試験会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合等。

(様式 T-2)

追 試 験 受 験 許 可 証

令和 年 月 日

中学校長 殿

高等学校長
(公 印 省 略)

令和 年 月 日付けで申請のありました追試験については、下記のとおり受験を許可します。

記

受験番号		氏 名	
実施する検査 及び日時		1 学力検査	3 月 9 日
		2 作文・実技・面接	学力検査終了後
			月 日 時 分集合

※ 学力検査の日程は、受験票を参照のこと。

※ ○が付いている項目が対象となります。

※ 氏名に JIS 漢字コードの第 1、第 2 水準以外の文字を使用している場合、JIS 漢字コードの第 1、第 2 水準の漢字に置き換えていることがあります。

氏 名		受験番号	
生年月日		受験種類	課程 科 コース
在学(出身) 中校名		受験会場	

- ・当日持参するもの 受験票、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、鉛筆削り、一組の三角定規、コンパス、昼食、上ばき、腕時計 ※直線定規の使用も認める。
- ・学力検査を受ける際、分度器（分度器機能付きの定規を含む）の使用や計算、翻訳、辞書、通信、録音等の機能を有する機器類（スマートフォン・スマートウォッチ等を含む）の使用は認めない。その他、アラーム音を発するなど検査の公正を欠くおそれのある物も同様とする。

＜学力検査の日程＞

月 日 / 時 間		集合時刻 午前 8 時 30 分											
		8:30	9:05	9:55	10:15	11:05	11:25	12:15	13:00	13:50	14:10	15:00	
令和 9 年 3 月 3 日(水)		受付確認 諸注意	[1] 国 語		[2] 数 学		[3] 社 会	昼 食 休 憩	[4] 英 語		[5] 理 科		

----- (キリトリ線) -----

令和9年度宮城県公立高等学校入学者選抜

合否結果発表の御案内

合否結果発表は令和9（2027）年3月15日 午後3時から以下の合否結果確認サイト及び各校での掲示で行います。

合否の確認には、出願手続用のIDとパスワードが必要です。

合否結果確認サイトURL

<https://●●●●●●●●>

二次元
コード

出願者名

ID

ウェブ出願サイトのID

受験番号

パスワード

ウェブ出願サイトのパスワード

※ 合否結果は、出願手続を行った出願者サイトからは確認できませんので、御注意ください。

(様式G)

令和9年度宮城県公立高等学校入学者選抜 結果通知書

令和 年 月 日

〇〇中学校長 殿

〇〇高等学校長 氏 名

第〇次募集 又は 〇〇選抜

受験番号	氏名	課程	科	コース	合格
------	----	----	---	-----	----

受験番号	氏名	(2)	課程	科	コース	合格
------	----	-----	----	---	-----	----

・

・

※第二志望での合格は、(2)と表記

(様式H)

合 格 通 知 書

受験番号 _____

氏 名

あなたは、令和9年度入学者選抜の結果、

本校 課程 科 コース

に合格しましたので通知します。

令和 年 月 日

〇〇高等学校長 氏 名

電子通知書
につき
公印省略

※ 氏名は出願者がウェブ出願システムで登録したJIS漢字コードの
第1、第2水準の漢字で記載しています。

県立高等学校の通学区域に関する規則（抄）
（昭和31年12月28日宮城県教育委員会規則第17号）
最終改正 平成29年3月教育委員会規則第11号

（趣旨）

第一条 県立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域については、この規則の定めるところによる。

（通学区域）

第二条 高等学校の通学区域は、宮城県の全地域とする。

（他都道府県に住所を有する者の取扱い）

第三条 他の都道府県に住所を有する者が宮城県の高齢学校に就学しようとするときは、別に定める場合を除き、宮城県教育委員会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により承認を得ようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、その者の在学する若しくは卒業した中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）又はその者の在学する若しくは前期課程を修了した中等教育学校の校長の証明を付し、第四号に掲げる理由を証明するに足る書類を添付して提出しなければならない。

一 現住所、氏名及び生年月日

二 在学する中学校若しくは中等教育学校の名称及び卒業見込み若しくは前期課程の修了見込みの年月又は卒業した中学校若しくは前期課程を修了した中等教育学校の名称及び卒業若しくは前期課程の修了の年月

三 保護者の現住所及び氏名

四 高等学校への就学を必要とする理由

附 則

この規則は、平成29年3月31日から施行する。

仙台市立高等学校の通学区域に関する規則（抄）
（平成12年3月23日仙台市教育委員会規則第4号）
改正 平成29年2月23日教育委員会規則第2号

（趣旨）

第一条 この規則は、仙台市立高等学校（以下「市立高校」という。）の通学区域に関し必要な事項を定めるものとする。

（通学区域）

第二条 市立高校の通学区域は、宮城県の全地域とする。

（他都道府県からの就学）

第三条 他の都道府県に住所を有する者がやむを得ない理由により市立高校に就学しようとするときは、当該市立高校の校長の承認を得なければならない。

2 前項の承認を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その者の在学する若しくは卒業した中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）又はその者が在学する若しくは前期課程を修了した中等教育学校の校長の証明を付し、第四号に掲げる事項を証明するに足る書類を添付して提出しなければならない。

一 現住所、氏名及び生年月日

二 在学する中学校若しくは中等教育学校の名称及び卒業見込み若しくは前期課程の修了見込みの年月又は卒業した中学校若しくは前期課程を修了した中等教育学校の名称及び卒業年月若しくは前期課程の修了年月

三 保護者の現住所及び氏名

四 市立高校への就学を必要とする理由

附 則

（施行期日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

石 巻 市 立 高 等 学 校 の 通 学 区 域 に 関 す る 規 則 （ 抄 ）
（平成 17 年 4 月 1 日石巻市教育委員会規則第 15 号）

最終改正 平成 29 年 3 月 29 日教育委員会規則第 3 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、石巻市立高等学校の通学区域に関し必要な事項を定めるものとする。

（通学区域）

第 2 条 石巻市立高等学校の通学区域は、宮城県の全地域とする。

（他都道府県からの通学）

第 3 条 他の都道府県に住所を有する者でやむを得ない理由により石巻市立高等学校への就学を希望する者は、教育委員会の承認を得て、石巻市立高等学校に通学することができる。

2 前項の承認を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該者の在学する若しくは卒業した中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）又は当該者が在学する若しくは前期課程を修了した中等教育学校の校長の証明を付し、石巻市立高等学校への就学を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。

（1） 現住所、氏名及び生年月日

（2） 在学する中学校若しくは中等教育学校の名称及び卒業見込み若しくは前期課程の修了見込みの年月、又は卒業した中学校若しくは前期課程を修了した中等教育学校の名称及び卒業年月若しくは前期課程の修了年月

（3） 保護者の現住所及び氏名

（4） 石巻市立高等学校への就学を必要とする理由

（補則）

第 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱いについて

I 県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定

(I) 宮城県と岩手県との協定

宮城県教育委員会と岩手県教育委員会とは、県境隣接地域に住所を有する者の県外県立高等学校への入学志願の取扱いについて次のとおり協定する。

- 1 県外からの県立高等学校への入学志願は、別表の左欄に掲げる市町村に住所を有する者に限り、当該右欄に掲げる県外県立高等学校についてのみ認めるものとする。
- 2 前項の県外県立高等学校への入学志願は、一校に限り認めるものとし、かつ、県内及び県外の公立高等学校への併願は、認めないものとする。
- 3 前項の併願を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 県外県立高等学校への入学願書に、在学又は出身中学校の長の発行する県内公立高等学校との併願がない旨を証する書面を添付させること。
 - (2) 県外からの入学願書を受理した県立高等学校の長に対しては、当該入学志願者がその居住する県において入学志願できる公立高等学校の入学志願者名簿を閲覧できるようにすること。
- 4 県外からの入学志願者には、志願先県立高等学校を所管する県教育委員会が行う学力検査を受けさせるものとする。
- 5 県外からの入学志願者を、志願先県立高等学校の学区の入学志願者と同一に取扱い、いかなる差別的取扱いもしないものとする。
- 6 この協定に定めがない事項又は疑義が生じたときは、その都度両者が協議して定めるものとする。
- 7 この協定は、両者協議の上、改正することができる。この場合において、改正後の協定を次年度の入学志願から適用しようとするときは、その前年度の9月末日までに協議を整えるものとする。
- 8 この協定は、平成16年1月1日より施行し、平成16年度に入学しようとする者から適用する。
- 9 宮城県と岩手県の県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定（平成13年12月28日締結）は、廃止する。

平成15年12月22日

宮 城 県 教 育 委 員 会
岩 手 県 教 育 委 員 会

別表

宮城県側

市 町 村	志願できる県立高等学校
栗原市（平成17年3月31日における旧栗駒町、旧金成町、旧若柳町の区域に限る。）	一関第一高等学校 一関第二高等学校 一関工業高等学校 花泉高等学校
登米市（平成17年3月31日における旧石越町、旧中田町、旧東和町の区域に限る。）	一関第一高等学校 一関第二高等学校 一関工業高等学校 花泉高等学校
気仙沼市	千厩高等学校（普通科を除く） 高田高等学校 大船渡東高等学校

岩手県側

市 町 村	志願できる県立高等学校
一関市（平成17年9月19日における一関市、西磐井郡花泉町の区域に限る。）	岩ヶ崎高等学校 迫桜高等学校 佐沼高等学校 登米総合産業高等学校
一関市（平成17年9月19日における東磐井郡室根村および平成23年9月25日における東磐井郡藤沢町の区域に限る。）	気仙沼高等学校 本吉響高等学校 佐沼高等学校 登米総合産業高等学校 気仙沼向洋高等学校
大船渡市 陸前高田市	気仙沼高等学校 本吉響高等学校 気仙沼向洋高等学校

(Ⅱ) 宮城県と福島県との協定

宮城県教育委員会と福島県教育委員会とは、県境隣接地域に住所を有する者の県外県立高等学校への入学志願の取扱いについて次のとおり協定する。

- 1 県外からの県立高等学校への入学志願は、別表の左欄に掲げる市町村に住所を有する者に限り、当該右欄に掲げる県外県立高等学校についてのみ認めるものとする。
- 2 前項の県外県立高等学校への入学志願は、一校に限り認めるものとし、かつ、県内及び県外の公立高等学校への併願は、認めないものとする。
- 3 前項の併願を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 県外県立高等学校への入学願書に、在学又は出身中学校の長の発行する県内公立高等学校との併願がない旨を証する書面を添付させること。
 - (2) 県外からの入学願書を受理した県立高等学校の長に対しては、当該入学志願者がその居住する県において入学志願できる公立高等学校の入学志願者名簿を閲覧できるようにすること。
- 4 県外からの入学志願者には、志願先県立高等学校を所管する県教育委員会が行う学力検査を受けさせるものとする。
- 5 県外からの入学志願者を、志願先県立高等学校の学区の入学志願者と同一に取扱い、いかなる差別的取扱いもしないものとする。
- 6 この協定に定めがない事項又は疑義が生じたときは、その都度両者が協議して定めるものとする。
- 7 この協定は、両者協議の上、改正することができる。この場合において、改正後の協定を次年度の入学志願から適用しようとするときは、その前年度の9月末日までに協議を整えるものとする。
- 8 この協定は、平成13年1月1日より施行し、平成13年度に入学しようとする者から適用する。
- 9 宮城県と福島県の県境隣接地域公立高等学校入学志願取扱協定（昭和52年10月11日締結）は、廃止する。

平成12年12月18日

宮 城 県 教 育 委 員 会
福 島 県 教 育 委 員 会

別表

宮城県側

福島県側

市 町 村	志願できる県立高等学校	市 町 村	志願できる県立高等学校
白石市	伊達高等学校	伊達郡国見町 〃 桑折町 伊達市梁川町 (平成17年12月31日現在の旧伊達郡梁川町の区域に限る)	白石高等学校 白石工業高等学校 伊具高等学校
伊具郡丸森町	伊達高等学校 相馬高等学校 相馬総合高等学校	相馬郡新地町 相馬市	伊具高等学校 亘理高等学校
亘理郡山元町	相馬高等学校 相馬総合高等学校		

Ⅱ 宮城県刈田郡七ヶ宿町に住所を有する者が山形県の公立高等学校へ志願する場合

宮城県刈田郡七ヶ宿町に住所を有し、通学の便が悪いため本県の公立高等学校へ志願できない者は、山形県の最寄りの特定の高等学校（上山明新館高等学校、高島高等学校）へ志願することができる。

令和９年度宮城県公立高等学校入学者選抜における 東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置

宮城県教育委員会

仙台市教育委員会

石巻市教育委員会

令和９年度宮城県公立高等学校入学者選抜において、東日本大震災の被災により区域外就学している生徒が本県内の公立高等学校への入学を希望する場合には、令和９年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項の居住区域の定めに関わらず、受験に係る措置として、次のように扱うものとする。

１ 出願資格及び出願手続

(１) 出願資格

次のアの①及び②並びにイの①及び②のいずれかに該当し、本県内の公立高等学校への入学を希望する場合は、宮城県公立高等学校入学者選抜要項の「Ⅰ 募集及び出願」の「３ 出願制限」（５頁）に関わらず、本県内の公立高等学校の入学者選抜（ただし、連携型選抜及び社会人特別選抜を除く。）に出願できるものとする。

ただし、いずれにおいても、本県内の公立高等学校に入学後、本人及び保護者が本県内に居住する場合とする。

ア 平成 23 年 3 月 11 日現在、県外に住所を有していた者のうち

- ① 被災に伴う避難のため、一家で本県内に居住し、本県内の中学校にやむを得ず区域外就学をしている者
- ② 被災に伴う避難のため、保護者の元を離れて本人のみが本県内に居住し、本県内の中学校にやむを得ず区域外就学をしている者

イ 平成 23 年 3 月 11 日現在、本県内に住所を有していた者のうち

- ① 被災に伴う避難のため、一家で県外に居住し、県外の中学校にやむを得ず区域外就学をしている者
- ② 被災に伴う避難のため、保護者の元を離れて本人のみが県外に居住し、県外の中学校にやむを得ず区域外就学をしている者

(２) 出願手続

当該措置により出願する者は、ウェブ出願システムにおいて、出願承認申請をした後、宮城県公立高等学校入学者選抜要項に定める出願手続きをする。

2 被災に伴う転学者の取扱い

- (1) 平成 23 年 3 月 11 日現在、本県内に住所を有していた者で、被災に伴う避難のため、本県内から県外に住民票を移動した上で転居し転学した者は、当該措置の対象としない。

本県内の公立高等学校への入学を希望する場合は、宮城県公立高等学校入学者選抜要項に定める「Ⅶ 県外からの出願」（26 頁）に基づき出願すること。

- (2) 平成 23 年 3 月 11 日現在、県外に住所を有していた者で、被災に伴う避難のため、県外から本県内に住民票を移動した上で転居し転学した者は、当該措置の対象としない。

本県内の公立高等学校への入学を希望する場合は、宮城県公立高等学校入学者選抜要項に定める通常の出願手続きに基づき出願すること。

宮城県公立高等学校入学者選抜 実施校一覧

高等学校	郵便番号	住所	電話番号
宮城県白石高等学校	989-0247	白石市八幡町9-10	0224(25)3154
宮城県白石高等学校 蔵王キャンパス			
宮城県白石高等学校 七ヶ宿校			
宮城県白石工業高等学校	989-0203	白石市郡山字鹿野43	0224(25)3240
宮城県村田高等学校	989-1305	柴田郡村田町大字村田字金谷1	0224(83)2275
宮城県大河原産業高等学校	989-1233	柴田郡大河原町字上川原7-2	0224(51)9180
宮城県大河原産業高等学校 川崎校			
宮城県柴田高等学校	989-1621	柴田郡柴田町大字本船迫字十八津入7-3	0224(56)3801
宮城県角田高等学校	981-1505	角田市角田字牛館1番地	0224(63)3001
宮城県伊具高等学校	981-2153	伊具郡丸森町字雁歌51	0224(72)2020
宮城県名取高等学校 ※	989-2474	岩沼市字朝日50	0223(22)3151
宮城県名取北高等学校	981-1224	名取市増田字柳田103番地	022(382)1261
宮城県亶理高等学校	989-2361	亶理郡亶理町字館南56の2	0223(34)1213
宮城県農業高等学校	981-1242	名取市高館吉田字吉合66番地	022(384)2511
宮城県仙台第一高等学校	984-8561	仙台市若林区元茶畑4番地	022(257)4501
宮城県仙台二華高等学校	984-0052	仙台市若林区連坊一丁目4番1号	022(296)8101
宮城県仙台三桜高等学校	982-0845	仙台市太白区門前町9番2号	022(248)0158
宮城県仙台南高等学校	982-0832	仙台市太白区八木山緑町1番1号	022(262)4130
宮城県仙台南高等学校	982-0844	仙台市太白区根岸町14番1号	022(246)0131
宮城県仙山西高等学校	982-0806	仙台市太白区御堂平5番1号	022(244)6151
宮城県仙台東高等学校	984-0832	仙台市若林区下飯田字高野東70番地	022(289)4140
宮城県工業高等学校	980-0813	仙台市青葉区米ヶ袋三丁目2番1号	022(221)5656
仙台市立仙台工業高等学校 ※	983-8543	仙台市宮城野区東宮城野3番1号	022(237)5341
宮城県仙台第二高等学校	980-8631	仙台市青葉区川内澱橋通1番地	022(221)5626
宮城県仙台第三高等学校	983-0824	仙台市宮城野区鶴ヶ谷一丁目19番	022(251)1246
宮城県宮城第一高等学校	980-0871	仙台市青葉区八幡一丁目6番2号	022(227)3211
宮城県広瀬ideal高等学校	989-3126	仙台市青葉区落合四丁目4番1号	070(9355)7173
宮城県泉高等学校	981-3132	仙台市泉区将監十丁目39番1号	022(372)4111
宮城県泉松陵高等学校	981-3109	仙台市泉区鶴が丘四丁目26-1	022(373)4125
宮城県泉館山高等学校	981-3211	仙台市泉区長命ヶ丘東1番地	022(378)0975
宮城県宮城野高等学校	983-0021	仙台市宮城野区田子二丁目36番1号	022(254)7211
仙台市立仙台高等学校	981-8502	仙台市青葉区国見6丁目52-1	022(271)4471
仙台市立仙台商業高等学校	981-3131	仙台市泉区七北田字古内75	022(218)3141
宮城県塩釜高等学校	985-0056	塩竈市泉ヶ岡10番1号	022(362)1011
宮城県多賀城高等学校	985-0831	多賀城市笠神二丁目17番1号	022(366)1225
宮城県松島高等学校	981-0215	宮城郡松島町高城字迎山3-5	022(354)3307
宮城県利府高等学校	981-0133	宮城郡利府町青葉台一丁目1番地の1	022(356)3111
宮城県黒川高等学校	981-3685	黒川郡大和町吉岡字東柴崎62	022(345)2171
宮城県富谷高等学校	981-3341	富谷市成田二丁目1-1	022(351)5111

高等学校	郵便番号	住所	電話番号
宮城県古川高等学校	989-6155	大崎市古川南町二丁目3番17号	0229(22)3034
宮城県古川黎明高等学校	989-6175	大崎市古川諏訪一丁目4番26号	0229(22)3148
宮城県岩出山高等学校	989-6437	大崎市岩出山字城山2番地	0229(72)1110
宮城県中新田高等学校	981-4294	加美郡加美町字一本柳南28	0229(63)3022
宮城県加美農業高等学校	981-4111	加美郡色麻町黒沢字北條152	0229(65)3900
宮城県古川工業高等学校 ※	989-6171	大崎市古川北町四丁目7番1号	0229(22)3166
宮城県大崎創成高等学校	989-4104	大崎市鹿島台広長字壱師前44	070(9350)9820
宮城県涌谷高等学校	987-0121	遠田郡涌谷町涌谷字八方谷三・1	0229(42)3331
宮城県小牛田農林高等学校	987-0004	遠田郡美里町牛飼字伊勢堂裏30	0229(32)3125
宮城県佐沼高等学校 ※	987-0511	登米市迫町佐沼字末広1	0220(22)2022
宮城県登米高等学校	987-0702	登米市登米町寺池桜小路3番地	0220(52)2670
宮城県登米総合産業高等学校	987-0602	登米市中田町上沼字北桜場223-1	0220(34)4666
宮城県築館高等学校	987-2203	栗原市築館字下宮野町浦22番地	0228(22)3126
宮城県築館高等学校 一迫商業キャンパス			
宮城県岩ヶ崎高等学校	989-5351	栗原市栗駒中野愛宕下1番地3	0228(45)2266
宮城県迫桜高等学校	989-5502	栗原市若柳字川南戸ノ西184番地	0228(35)1818
宮城県石巻高等学校	986-0838	石巻市大手町3番15号	0225(93)8022
宮城県石巻好文館高等学校	986-0851	石巻市貞山三丁目4番1号	0225(22)9161
宮城県石巻西高等学校	981-0501	東松島市赤井字七反谷地27番地	0225(83)3311
宮城県石巻北高等学校	986-1111	石巻市鹿又字用水向126	0225(74)2211
宮城県石巻北高等学校 飯野川校			
宮城県水産高等学校	986-2113	石巻市宇田川町1番24号	0225(24)0404
宮城県石巻工業高等学校	986-0851	石巻市貞山五丁目1番1号	0225(22)6338
宮城県石巻商業高等学校	986-0031	石巻市南境字大樋20番地	0225(22)9188
石巻市立桜坂高等学校	986-0833	石巻市日和が丘二丁目11番8号	0225(22)4421
宮城県気仙沼高等学校 ※	988-0051	気仙沼市常楽130番地	0226(24)3400
宮城県南三陸高等学校	986-0775	本吉郡南三陸町志津川字廻館92番地2	0226(46)3643
宮城県本吉響高等学校	988-0341	気仙沼市本吉町津谷桜子2番地24	0226(42)2627
宮城県気仙沼向洋高等学校	988-0235	気仙沼市長磯牧通78番地	0226(27)2311
宮城県第二工業高等学校	980-0813	仙台市青葉区米ヶ袋三丁目2-1	022(221)5659
宮城県貞山高等学校	985-0841	多賀城市鶴ヶ谷一丁目10番2号	022(362)5331
宮城県田尻さくら高等学校	989-4308	大崎市田尻沼部字中新堀137番地	0229(39)1051
宮城県東松島高等学校	981-0503	東松島市矢本字上河戸16	0225(82)9211
仙台市立仙台大志高等学校	983-0842	仙台市宮城野区五輪1丁目4番10号	022(257)0986
宮城県美田園高等学校	981-1217	名取市美田園二丁目1番地の4	022(784)3572

※ 定時制課程を併置している高等学校